



愛知県蒲郡市・竹島（編集部）

目 次

特集 水産行政の大転換＝水産政策改革構想に反対する

- 特集にあたって加瀬和俊（4）
水産政策改革の方向性とその問題点佐野雅昭（8）
水産政策改革における新たな資源管理への批判
－資源管理に名を借りた金儲けの正体を暴く－
.....佐藤力生（17）
水産政策の改革法案を論評する
－県行政OBの視点から濱本俊策（27）
「水産政策改革」による漁協への打撃と行政的公平性の放棄
.....加瀬和俊（36）

水産研究成果報告

- キンギョはコイヘルペスウイルスのキャリアーになり得るか？
.....湯浅 啓（44）

〔時評〕 2023年度か2025年か

- －農地集積 8 割実現の目標年はいつ？（た）（2）

☆表紙写真 静岡県伊東市・伊東漁港（全農林埼玉分会 井上英司）
「農村と都市をむすぶ」2018年12月号（第68巻第11号）通巻第805号

二〇二二年度か二〇二五年か

―農地集積八割実現の目標年はいつ？



統計をいじりながらこう考えた。知を活かせば目くらが立つ。情に掉させば騙される。筋を通せば嫌われる。とかく数字は難しい。だが、言わねばならぬ時もある。

第一話Ⅱ農業構造改革実現の目標年(度)はいつか？
表に示したように、二〇一三年一月一日に官邸主

導で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」は直前に設立が決まった農地中間管理機構を活用して、「今後一〇年間で、担い手の農地利用が全農地の八割を占める農業構造の確立」を政策目標とした。常識的に理解すれば、一〇年後とは二〇二三年一月頃となる。この農業構造改革完了時期に関する文言はプランの二〇一四年六月二四日改訂ではそのまま踏襲されたが、二〇一六年一月二九日改訂では「今後一〇年間で」が「二〇二二年度までに」と修正されて、期限(二〇二四年三月三一日)が明確になり、以後は二〇一八年六月一日改訂版まで踏襲されている。

他方、農林水産予算で農地中間管理機構による農地の集積・集約化をめざす諸事業の政策目標を示す箇所では、二〇一三年まではプランと同じ目標年の表記だった

が、二〇一四年の概算要求で「今後一〇年間(二〇二三年まで)」と具体年が表記されるとともに、これが二〇一七年まで続いた上で、二〇一八年にはプランと同じ表記になった。年と年度の細かな差違はあるが、プランと農林水産予算はほぼ同様の期限表記を行ってきた。

しかし、二〇一五年三月三一日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画は同じ政策目標の実現年次を二〇二五年としていて、明らかにプランとは年が重ならない時期表示となっている。プランは、プランに示された基本方向を踏まえて基本計画の見直しに着手すると宣言し、基本計画をプランの下位に位置づけていたから(二〇一三年プラン一ページ)、基本計画は策定時から一〇年後の目標を提示するという基本法の趣旨に沿った当然の期限表記をした結果、プランに「反逆」してしまったのだろうか。このどちらが正しいのかを筆者に判断することはできないが、二〇二三年度に構造改革目標が達成されそうもないときに、実は目標年は二〇二五年度(二〇二六年三月三一日)だとの便法に使われるようなことがないようお願いしたい。こんな、細かなことを言うのにはそれなりの訳がある。

第二話 新たな食料自給率指標の登場？

本年八月に公表された二〇一七年度の食料自給率はカロリーベースで二年連続の三八%と、平成米騒動に見舞われた一九九三年度の三七%に次ぐ史上第二位の低水準

表 農業構造改革実現の目標年（度）

文章提出年	活力創造プラン	農林水産予算	基本計画
2013	今後10年間で	今後10年間で	
2014	同上	今後10年間 (2023年まで)で	
2015		同上	2025年
2016	2023年度までに	同上	
2017	2023年度までに	同上	
2018	2023年度までに	2023年度まで	

(注) 予算は翌年度予算が提示される文書（概算要求・概算）のため、2015年は2016年度予算での文書表現となる。

の国内需要は縮小するから、外需を取込み、輸出を拡大することによってしか自給率の向上は国内生産の拡大は見込めないというものだった。だとすれば、ここ数年畜産物の国内需要が着実に伸びていること、また国内生産の伸びを上回って輸入が増加している要因をこそ真摯に究明する必要があるのではないか。

第二は、今回初めて、

に止まり、二〇二五年度に四五％へ引き上げるという現行基本計画の実現には程遠い現実が浮き彫りになった。筆者が驚いたのはこうした事態に対して、「平成二九年度食料自給率・食料自給力指標について」という文書で示された農水省の評価である。

第一は、畜産物はカロリーベースでも金額ベースでも自給率が低下したが、それは国内需要の増加に対して国産品も増加したが、円安の影響もあって輸入品が増加したからだと述べていることである。農水省が一貫して主張してきたのは高齢化と人口減少によって農産物・食品

国内畜産の努力の成果を正当に評価したいという理由で畜産物の飼料自給率を反映しないカロリーベースの総合食料自給率四六％を参考値として示したことである。基本計画の二〇二五年度自給率目標四五％をすでに超える数字が突然に提示されたわけだが、そこに農政の「成果」を献上したい「村度」の臭いをかき取ったのは筆者の鼻がおかしいのだと思いたい。畜産物は数量ベースでは六二％の自給率だが、飼料自給率二六％を考慮して、カロリーベースでは六二％×二六％＝一六％の自給率に換算して総合食料自給率に組み込み、自給率水準を実力相応に計測して、向上に努めてきたはずだからである。国内畜産の努力はすでに品目別自給率に反映されている。

第三は、不測時に輸入食料の減少分を飼料用米で補うと仮定した場合のカロリーベースの食料自給率が三九％と計算され、平常時に比べ一％上昇するとされたことである。飼料用米生産量相当の食料輸入が減少し、これを飼料用米の主食用への転用で補えば、輸入量だけが減少して、国内生産量は維持されるわけだから、自給率が上昇するのは当然である。

本当に危機的な水準にある食料自給率を本気で引き上げるには、細かな数字いじりに精力を注ぐのではなく、飼料用米等の安定的で持続的な生産が可能となるような長期的な政策体系の提示こそが必要なのではないか。

(た)

水産行政の大転換Ⅱ水産政策改革構想に反対する ——特集にあたって

新水産政策構想の特徴点

安倍内閣は漁業法を中心とする水産行政の基本法規の内容を大幅に改変する法律改訂を現在の臨時国会で強行しようとしている。この制度改訂は戦後の漁業を律してきた現行の漁業法（一九四九年制定）の根幹部分を変更するものであり、漁業全体のあり方に与える影響は甚大なものがある。その内容は一言でいえば、漁場を私有化できない産業としての漁業において、種々の経営体が互いの利害を調整しあって、安全な操業と資源維持を図ってきた従来の仕組みの中心部分を抹消し、企業経営体の沿岸漁場への参入を容易にし、参入後には他の経営体との調整抜きに自由に操業できるようにしようとするものであり、結果的に沿岸漁業者の利用できる漁場を狭めて、その衰退を加速させることになる。

競争力をもった強い企業が持続的に成長し、それに駆逐される弱小経営体の水揚高を強い企業が吸収することによって、漁業の「成長産業化」が達成されるとするこの論理は、個別経営の操業を自由化することによってミクロレベルで最適状態を確保できれば、その総和として産業としてのマクロ的な最適状態も達成されるとみなす新古典派の経済学に立脚しているといえるが、そこで採用されることになる具体的な政策手法は、戦前以来の漁業先進国としての日本が積み上げて来たポトムアップ型の漁業調整・資源管理の手法（漁船数・施設規模・操業時間の調整や禁漁区の設定など）の有効性を否定し、日本漁業の特徴（国内市場中心、多品種生産、各種漁法の併存、漁業者の下からの管理方式の多様な展開等）との対極をなす、欧州諸国等の漁業の特質（輸出市場依存、少数品種の大量漁獲型の漁法、大企業・業界主導の上からの資源管理）に対応した制度を機械的に導入しようとするものである。

改革構想の経過と水産庁の転向

こうした過激で無謀な改訂方策は日本経済調査協議会の水産業改革構想として二〇〇七年に本格的に提示され、規制改革会議の第三次答申（二〇〇八年一月）によってオーソライズされてきた。その後は民主党政権の下での中断を経て安倍内閣に引き継がれ、近年では規制改革推進会議が同工異曲の主張を繰り返してきた。

しかしその間、水産庁は一貫してそうした提案は日本漁業には適合しないと反論し、検討の余地のある提案とみなした部分についても丁寧な調査と試行期間が必要であることを強調してきた。稠密な沿岸漁業を持ち、多種多様な生産物を対象とし、重層的に漁場を活用している日本の漁業には、外国漁業の政策手法をそのまま導入することは不適切であると主張してきた。さらに、「改革派」が乱獲によって資源が消滅寸前のような極端な議論を展開し、だから日本の漁業管理方式はダメなのだと批判しても、毎年の「水産白書」で資源状況の実情を解説して極論を排除していたのである。

しかるに二〇一六年に安倍官邸の人事権によって「改革派」の農水次官が就任し、二〇一七年には技官出身の水産庁長官が誕生すると、それまで自らが主張してきた漁業の産業的独自性、日本漁業の制度の合理性等についての主張をすべて放棄し、昨日までの自分たちの主張をどぶに流して、規制改革推進会議の「改革」論者の主張をそのまま受け入れ、さらには自らの判断としてそれをおうむ返しに繰り返すようになってしまったのである。

しかも重大なことは、「改革」論者たちの要求のレベルをはるかにこえて、要求されてもいなかった事項にまで「改革」のメスを入れ、農水省・水産庁の意思によって制度改訂の範囲を一举に拡大させてきたのである。たとえば関係企業・財界が本音で要求していた内容は高い利潤が見込まれていたクロマグロ養殖業に限定した参入自由化であったにも関わらず、対象範囲を一举に拡張して魚類養殖業へ、さらには貝類・藻類の養殖を含む養殖業一般のための区画漁業権を漁協免許から経営者免許に切り替えるという、「改革」派も予想していなかったドラスチックな制度改訂を実現しようとしている。また、個々の漁船への漁獲量割当方式の拡張が要求されていたことを受けて、漁業法案に漁獲量割当方式を漁業管理の原則とすることを書き込み、さらに未だ条件付きではあれ、割当量を経営体間で売買可能にして少数大企業への漁獲量の集中と経営体数の縮減を図る方向を政策化したのである。小規模漁業者に著しい不利

益を与える制度改訂を、自らの功績を売り込むように、水産庁は次々に推進してきたと言わざるを得ない。

改訂案検討過程における完全な秘密主義や法案上程の時期の選択についても、関係者の熟議を通じて譲れる範囲で譲り合い、現場に無理の無い実現可能な構想を見出そうとする姿勢は微塵も見せていない。最も被害を被る沿岸漁業者はもとより、法令上義務付けられているはずの水産政策審議会への諮問も省略し、内閣府と農水省・水産庁のごく少数の担当者間で事を決してきたのである。その結果、出来上がった法案は関与した者の経験不足と知見の狭さを正確に反映して、相互に不整合の目立つ粗削りのものとなったが、そうした粗雑なレベルの法案のままで臨時国会に間に合わせ、漁業者の反対が広がらないうちにわずかな審議時間で通してしまおうという姿勢が露骨である。おかしな法律によって苦勞するのは自分達ではなく、県職員と漁業者・漁協であることを知った上での中央官僚の独善が露骨である。

このように今回の制度改訂案は、現実の水産業が抱えている課題に対応した内発的な改善策とは到底言えず、政治的外圧に引き回された不自然で人騒がせな、従来の方針とは大きく断絶した代物であるといわなければならない。

本特集の内容

本特集はこの水産政策改革について四本の論稿を掲載している。第一論文「水産政策改革の方向性とその問題点」(佐野雅昭)は、複雑で広範な制度改訂の内容と問題点を簡潔に整理した上で、改革案の特徴点を列挙している。ここでは、改革案が日本の漁業・漁業制度の歴史性と外国のそれとは異なる独自性を無視していること、地域生活の視点が放棄されて企業利益ばかりが重視されていること、沿岸域利用の主人公が地元漁民から外部企業に移ってしまっていることといった欠陥を持って漁業のあり方を大きく損なうものであるとともに、この改革によって沿岸域の水産の利用が縮小して沿岸域の土木開発が進み、「海洋総合管理」が強化されていく危険性が指摘されている。

第二論文「水産政策改革における新たな資源管理への批判―資源管理に名を借りた金儲けの正体を暴く―」(佐藤力生)は、法案が採用している資源管理方式の非科学性と、その採用の目的が資源維持ではなく漁業資源を使つてのマネーゲームであることを主張している。まず、多くの魚種において漁獲過剰の主たる原因が過剰漁獲ではなく環境要因が大きいこと、資源は回復力を有することを述べた上で、法案に盛り込まれている最大持続生産量を目標とする

考え方(MSY理論)とそれにもとづく最大漁獲可能量(TAC)、個別割当量(IQ)制度の非科学性Ⅱ現実との乖離をクロマグロを事例に論じている。結論は日本に從來から存在する現場の実感に依拠した漁獲規制を有効に活用することが必要であり、法案の方向はそれに逆行しているとする。水産庁内で資源管理行政の責任者を務め、水産資源学の学理にも詳しい上に、現在は三重県の沿岸漁民として漁業者の本音を知る著者の強みが発揮された論稿であり、「改革」論者やマスコミが流す「資源悪化の原因は乱獲」、「現行の資源管理方式ではダメだから新しい管理方式を」といった理解の短慮さをつけている。

第三論文「水産政策の改革法案を論評するー県行政OBの視点から」(濱本俊策)は、香川県の水産課長を務め、現在は香川県海区漁業調整委員会の会長の職にある立場からの水産庁批判である。ここでは海区調整委員会の公選制の廃止(任命制に変更されて知事の意向に沿った人しか選任されなくなる)と漁業権が競願になった際の決定基準としての優先順位の廃止(申請者のうちの誰に免許するか客観的基準が無くなり知事が裁量的に決めることになる)という「二つの廃止」が重大であるとする。また今回の制度改訂によって不利を被るだけの漁協は企業用の新規の区画漁業権の設定について承諾書に印を押さなくなるから、知事は漁場計画を立てられなくなり、「次に企業が水産庁に泣きつく先は『共同漁業権の全廃』になる」という警告も述べられている。

第四論文「水産政策改革」による漁協への打撃と行政的公平性の放棄(加瀬和俊)は、今回の制度変更によって「改革」派の思惑通り漁協の組織と経営に大きな打撃が与えられることに注意を喚起している。すなわち、新しい制度の下では従来からの漁協組合員のうちの養殖専業者は経営者免許方式を選択して漁協を脱退する傾向を持つと予想され、結果的に個別漁業権の数が急増し、行政の実務の煩雑化、地先漁場全体の調整難、漁協の経営・組織の弱体化等の可能性が高いことに警告が寄せられている。また免許対象者が漁場計画の策定途上において事実上決まってしまう仕組みになっていることから、行政と企業の癒着が避けられないことも指摘されている。

この特集が読者のもとに届けられる時には国会での論戦が白熱し、急ごしらえで作られた法文の不整合が噴出し、実態に見合った討議を任切り直して行うことになっているようにしたいものである。「制度では譲ったのだから、予算は満額獲得しよう」というような運動の目標をずらすとする発言も聞こえてくるが、新政策構想の問題点から目を離さずにそれぞれの立場で反対の意思を挙げ続けたい。

(文責・加瀬和俊)

水産政策改革の方向性とその問題点

鹿児島大学水産学部 教授 佐野 雅昭

1、問題意識の所在

二〇一八年六月一日、政府は「水産政策の改革について」をとりまとめ、「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版）」の中に位置づけた¹。この改革案は現行漁業法の理念や日本の沿岸漁業のあり方に関する基本的考え方の変更を含んでおり、「社会的共通資本」としての沿岸漁業・漁村の意義を希薄化させる方向性を持つと言っても良い²。従ってオープンな議論を十分に行い、国民的コンセンサスを得ることが必要だと思われる。

しかし実際には密やかに改革案が作成され、ほぼ最終決定と考えられる「水産政策の改革について」が唐突に公表された。沿岸漁業の現場からは強い不満と不信感が巻き起こっている。

政策の改革は時代状況に合わせて行われるべきであり、筆者も改革自体に反対するものではない。しかし下手な改革は改悪となり、脆弱な沿岸漁業を崩壊に導く可能性もあり得る。改革の有無ではなく、改革の内容、良否こそが問われるべきだ。多元的視点から改革に関する意見を出し合い、現場で生きる政策となるよう十分に議論する必要がある。

本報告では、今後の水産政策改革議論の一助となるべく、この改革案の方向性とその問題点を批判的に検証してみた。改革の焦点は漁民による沿岸漁業とそこでの漁業権に置かれている。そこで本報告では現行漁業法における漁業権の性格や意義について簡単に述べた後に、改革案を検討していきたい。

2、漁業権の本来的性格

(1) 漁業権の概要

漁業権とは、漁業法に定められた特定の水面で特定の漁業を営む権利であり、都道府県知事の免許によって設定され、物権とみなし、土地に関する規定が準用される排他的絶対権である。

広大な沖合・遠洋では行政権力が直接管理・監督する許可漁業が営まれてきた。ここでは欧米諸国と同様の近代的な資本制漁業が展開している。

他方、漁業権は陸地沿いのごく狭く浅い海面しかカバーしていない。この「地先」においては封建体制時より、各地区それぞれの自然環境や社会環境に対応した利用秩序が構築されてきた。この慣行的漁場利用秩序を法的に保護しようとしたのが明治漁業法における漁業権であった。漁業権は、変化する多様な自然環境と向き合いながら漁民が安定した生活を送るために、どうしても必要な合理的制度だったのだ。

その後昭和期に入り漁業法が改正され、漁業権の理解についても変化が見られた。我が国民法学最高の權威であった我妻栄氏は、一九六六年に司法当局より依頼された埋立補償金の配分をめぐる訴訟事件に関して「我妻鑑定書」を作成した。これによれば、「共同漁業権は・

・組合の構成員となっている漁民が各自その漁業権の内容を実現し、組合はその漁業権を管理する関係であると解すべきである。右の関係は、村落共同体が山林原野の上に有する入会権と全く同じである」とある。これが共同漁業権「総有説」である。その後、平成元年最高裁判決（平成元年七月一三日）で、実定法上既に慣行は失われており、「共同漁業権は入会の性質をもたず、組合員の権利は社員の権利に留まる」という、我妻鑑定とは全く異なる法解釈が示された。共同漁業権「社員権説」である。だが、この判決には異論も多い。実定法と社会的ルールに齟齬が生じた場合、全ての社会的ルールが悪習であり法的保護に値しないとは言えないだろう。現実社会の中で生きる法秩序を形成するためには、社会的ルールを尊重することも重要だ。「我妻鑑定」はこの点で今でも合理的なものであると筆者は考える。

(2) 漁業権の種類と範囲

漁業権は以下の三種の権利で構成される。

1) 定置漁業権・大型定置網を営む権利であり、知事より経営者に直接免許される。優良な漁場を広範囲にわたり長期間独占し、他の漁業者の利用を排除するため、その収益をなるべく多くの地域住民に行き渡らせるために、漁民団体経営等を企業経営より優先することとなっ

ている。

2) 区画漁業権・養殖を営む権利である。多くの場合漁協に免許され(こうしたものを特定区画漁業権と呼ぶ)、漁協の管理下で組合員が行使する(真珠養殖業では例外的に漁協ではなく経営体に直接免許される)。広大な漁場を養殖業者が集団的に利用するため、漁場利用上のルール作りや頻繁な漁業調整、密漁監視や環境管理が必要となる。そのため関係漁民全てを網羅している漁協を漁業権者として個別経営より優先する。企業も漁協の組合員となれば権利を行使できるため、参入を排除するものではない。現実にもこの制度の下で企業参入が多く地域で円滑に進められ発展しつつある。

3) 共同漁業権・地域に定住する漁民が地先の水面を集団的に利用し、地域的資源を対象に漁業を営む権利。入り会って集団的に操業するため、やはり漁場利用上のルール作りや頻繁な漁業調整、漁場造成や種苗放流などの増殖事業、環境管理や密漁対策など、漁民集団としての漁場管理が必要となる。そのため漁民全てを網羅している漁協にしからず免許されない。

3、改革の内容とその問題点

ここからは水産庁が公表した「水産政策の改革について」の主な内容を整理し、批判していきたい。この案は

「0・総論」から「3・漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備」までの四つの方向性が六つの内容として記述されている。以下六つの内容について検討する。

1) 「0・総論」の内容と問題点

①水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立、②漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた就業構造の確立、③領海保全、国境監視機能を適正に発揮させる、の三点が総論の主要な内容である。また「成長産業化を目指す」ことが、最上位目標として位置づけられている。ここで気になるのは沿岸漁業の担い手像が明確でないことである。改革案では「漁業者」という言葉が企業など大規模経営体も含む意味で用いられている。成長産業化を迅速に進めるために、零細経営体を大規模経営体に入れ替えることも想定されているのではないか。誰のための改革なのか疑問が残る。また多面的機能の重視を総論に位置づけたことは画期的であるが、それが国防機能に偏っている点も疑問である。

2) 「1・漁業の成長産業化に向けた水産資源管理」の内容と問題点

①国際的に遜色のない科学的・効果的な資源管理を行う、②MSYベースの管理方式に変更し、総漁獲量の八

割に拡大する、③そのすべてに漁船別 I Q を導入し、違反にはペナルティを課す、④調整委員会の委員構成や選任方法を見直す、⑤資源管理による収入減少は共済制度で対応する、がここでの内容である。

日本の沿岸漁業対象資源は、ノルウェーなど海外の大規模漁業の対象とは大きく異なり、変動性が大きく複雑である。科学的に考えれば、MSY をベースとする単純な管理手法や I Q 制度を沿岸漁業に導入することは困難を極めるように思う。また漁業者による自主管理を否定しているが、日本の沿岸における自主的資源管理は、複雑な沿岸資源を維持しながら低コストで上手く利用している点で世界から高く評価されている。どちらかに偏るのではなく、漁民が有する経験的判断と科学的知見を上手く組み合わせることが、現場では望まれているのではない。また調整委員会委員の公選制が見直される。知事の恣意的選任となって行政権力が肥大化しないよう注視すべきだろう。資源管理による減収は共済制度でカバーするというのが、高齢者など零細な漁民全員に加入を強制することは難しい。社会的弱者に対して厳しい政策となる可能性がある点には注意が必要だろう。

3) 「2. 水産物の流通構造」の内容と問題点

①成長産業化のために、輸出を視野に入れた流通構造を構築する、②マーケットイン発想で電子化等による効

率化を強力に進める、③産地市場の統合と重点化を進め、漁港機能の集約化を推進する、以上がここでの改革内容である。

確かに輸出は重要だが、国民への食料供給産業としての責務を無視しては本末転倒ではないだろうか。儲けのためだけの輸出産業として沿岸漁業の成長を定義していることには強い違和感を覚える。また産地市場の拠点化によって零細漁港や市場は閉鎖され、離島や僻地の零細な沿岸漁業が販路を失う可能性も捨てきれない。成長産業化の裏で零細業者が淘汰されることを強く危惧する。

4) 「3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資充実のための環境整備」…「生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」の内容と問題点

①生産性向上のため、漁船規模の大型化を許容、②漁船の譲渡により I Q の移転を可能とする。完全な I T Q 制度（個別譲渡可能漁獲量割り当て）の導入、③大臣許可漁業は一斉更新を廃止、廃業・着業時に新規許可とする、がここでの主な内容だ。

海外では I T Q 導入により一部企業による寡占化が進んで地域全体の発展が阻害された事例も見られるが、こうした事態を容認するつもりだろうか。また一斉更新を廃止すれば、一旦受けた許可は恒久的な資産となり、好

きなタイミングで自由に売却することも可能となる。事業継続性を保証し、転売を可能とすることで投資リスクを軽減することが目的なのだろうが、食料生産の継続性が保障されるのだろうか。

5) 「3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資充実のための環境整備」・「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」の内容と問題点

ここは内容が多いため、さらに漁業権制度の改革、養殖管理制度の改革の二つの部分に分けて考えてみたい。まず漁業権制度に関する改革の主要な部分である。

①国際競争力につながる新技術投入や投資を円滑に進める、②漁業権制度は堅持するが、規模拡大や新規参入が円滑に行われるような制度とする、③沿岸漁場管理は都道府県の責務とし、漁協等に委任できる、④新規区画漁業権を積極的に設定し、沖合漁場に関しては、国が県に新区画設定の指示を行う、⑤漁場計画策定の事前に新規参入希望者の意見を聴取する、⑥適切かつ有効に水面を活用している者が、その利用を継続する。⑦定置漁業権および区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。また区画漁業権は、当該区画を利用する多数の個別漁業者が希望すれば、漁業者団体（漁協）に付与する、⑧共同漁業権はこれまで通り漁協に付与する、⑨共同漁業

権、区画漁業権を付与された漁協は、定期的に協業化、法人化に向けた計画を策定する、⑩優先順位は廃止する、⑪既存漁業権者は適切かつ有効に水面を活用しているれば継続させる、⑫新規参入は地域の水産業の発展に資するかどうかで判断、⑬既存権利者が、適切かつ有効に活用していない場合、県は改善指導、勧告、漁業権取り消しを行う、などが主な内容である。

都道府県が、実効的な沿岸漁場管理を行いうる力量を有しているのだろうか？現実的には残念ながら否である。しかし県による新規区画漁業権の設定促進や国による沖合漁場への区画漁業権設定の県への指示を認めるなど、行政権力の養殖業への関与拡大の意図が明らかである。またそうした新規参入の可否は知事が判断し、既存権利者の存続も「適切かつ有効に活用していない場合、県は改善指導、勧告、漁業権取り消しを行う」とされる。知事の恣意的判断によって権利者や事業者の入れ替えが制度上可能となるのだ。さらに漁場計画公開前に、新規参入希望企業と知事の間で新規参入が決定されてしまうことも容認している。行政権の肥大と漁民の権利縮小を導く可能性もあろう。沿岸漁業の成長産業化とは、定住者の所得拡大を内容とするもの、小さな経営が成長して大きくなっていくものでなければならぬ。小さな定住者を排除して他産業からの大きな投資さらには外資の参

入を誘致し、地域環境を利用して得られた利益の多くが地域内に還元されず、内外の投資家を持って行かれるような植民地的沿岸漁業など、いくら成長したとしても意味がないだろう。企業の新規参入は地場産業として地域に根付き、地域に貢献する参入であるべきだ。

次に養殖に係る部分である。①戦略的養殖品目を設定し、養殖業の振興に本格的に取り組む、②養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保や漁港の活用を重点的に実施（陸上養殖を含む）、③HACCP対応の施設整備など、養殖生産物の輸出拡大を推進、などが提案されている。

養殖生産拡大によって成長産業化を図ろうという基本の方針が見てとれるが、そのためには養殖適地の確保が必要となる。そのほとんどが共同漁業権漁場を対象とすると考えられ、定住漁民の漁場が侵食される恐れもある。また、成長産業化を輸出で達成することが企図されているように思えるが、国民に対する食料供給の責務を疎かにして良いはずがない。適度なバランスが保たれるよう留意すべきである。

- 6) 「3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資充実のための環境整備」…「水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し」の内容と問題点

①漁協の事業として漁場管理業務を行えることを法定化する、②その費用の一部を徴収する場合には、県の認可を受けること、③漁場管理業務については漁協組合員以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支を明確化し、情報開示を行うこと、④団体漁業権では地区部会を常設し、行使規則を定めること、⑤漁協の目的として、漁業者の所得向上を法に明記する、⑥役員に販売のプロ等を入れることを法に明記する、⑦信用事業を行う系統組織では、公認会計士監査を行う、⑧漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする、⑨販売力強化のために、漁協の広域合併を促進する、などがここでの内容である。

漁場管理は漁協が伝統的に行ってきた基本的業務であり、その立場が制度上強化されることは望ましい。ただし漁場管理業務は総合的な内容を持ち、臨機応変な支出が必要でもある。従ってその大部分は組合員の全体的な受益割合を客観的に示す販売額に比例して公平に徴収されてきた。使途の正当性は決算・監査報告で組合員の承認を得ればよい。収支は明確化されるべきだが徴収される運営費に明確な対価性を要求することは実態にそぐわない。また経済活動を行わず地域共同体として漁業権管理機能のみを担ってきた漁協もあるが、それら全てに経済的目的を法で強制することは適切だろうか。また協同

組合の人事ポリシーを法で規定することは可能なのだろうか。生産組合は生産と労働の共同化組織であるが、それを所有と経営を分離する株式会社に移行させることは漁民を出資者と労働者に分断しかねない。かように協同組合や漁民組織のあり方を法で規定し、経営の自由を奪うことには強い違和感を覚える。

7) 「その他、漁村の活性化と国境監視機能など多面的機能の発揮」の内容と問題点

①漁村全体の収入が確保される取り組みを通じて漁村の活性化を図る、②国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の多面的機能が発揮されるよう、効果的な取り組みを推進する、これらが主な内容である。

多面的機能とは、農林漁業などの生産活動が存在する際に同時に自然に発生する非経済的価値である。多面的機能を発揮させるためには、生産活動である沿岸漁業を振興する以外にはない。全体的に漁協や漁民活動を弱体化させる印象が強い改革案だが、新規参入企業が無償の多面的機能を発揮するようには思えない。やはり漁協や定住漁民を失うことがあってはならないのではないかと。

4、改革の全体的評価

1) 歴史性と特殊性の軽視、連続性、現実性のない改革

全体的に他産業はどうか、農業はどうか、海外はどうかを強く意識し、それらとの横並び、あるいは競争を意識した比較の視点から改革が進められているように思える。他産業とは大きく異なる沿岸漁業の実態理解や歴史認識を踏まえ、その特性に応じた独自の政策を構築しようという努力や発想、自信が欠けているのではないかと。

他産業や他国での先例を安易に模倣した改革案という印象を受ける。その結果、定住漁民の尊厳を傷つけるものとなり、生活基盤を一方的に掘り崩される彼らの強い反発は当然のことであろう。改革は行うべきだが、現実そこで生活している人間を尊重し、改革の負の影響が極力小さなものと感ぜられるように配慮すべきだ。

2) 地域(生活)の視点から産業(利益)の視点への転換

沿岸漁業政策はこれまで零細漁民という社会的弱者の経済状況の引き上げを目的とした地域政策でもあった。今回の改革案はそうした理念を捨て、産業政策として漁業制度を作り替える試みのように思える。改革案に見られる効率性、採算性を基準とした担い手の選別などは、資本家の経済的利得を第一義的に考え、定住漁民ではなく投資家に貢献する新しい漁業への転換を模索しているようにしか思えない。

3) 沿岸域利用主体の漁民から行政・企業への転換、

行政権の拡大と共同体機能の弱体化

これまで沿岸漁場において自主的な管理・調整を行ってきた漁民集団の機能を否定し、県や国の行政権を拡大する内容となっている。ボトムアップ型の自治プロセスを排除し、国や県に権限を集中化するトップダウン型の管理制度の実現だ。この改革案では、「漁業法」第一条から「民主化」の文言が削除されるようだが、それが本当だとすればまさに象徴的だ。現在、行政組織の各所で「反民主化」、「トップへの権力集中」という傾向が見られる。今回の改革案も、そうした中央集権型統治スタイルへの転換だと言えよう。行政権力と資本が地方の沿岸地域でも主人公となり、長らく共同体自治に参画してきた定住漁民がそこからはじき出されてよいものだろうか。

4) 非水産的利用を目指した「海洋総合管理」の遂行と水産的利用の弱体化

今回の改革内容は、五月に海洋基本計画において先行して公表された。また二〇一八年七月一六日、安倍総理は「海の日を迎えるにあたっての内閣総理大臣メッセージ」なるコメントを発表しているが、そこでは水産業への言及が一言もなくひたすら海洋を利用した国防と安全保障、エネルギーなど工業的開発利用への期待を謳うのみであった。沿岸漁業は「海洋総合管理」概念の中ではほとんど顧みられてはいない。穿った見方をすれば、

「海洋総合管理」の実現のためには漁業を弱体化させる改革が好都合なのかもしれない。

5、おわりに

この改革案を基にして、今後の国会で漁業法が改正され、新しい水産政策が始まる予定である。沿岸地域はこれまで定住漁民が支えてきた。これからも現実的にはそうではありえない。採算性を基準に地域の将来を考えると自体は間違いではないかもしれないが、それは定住漁民の採算性であるべきだし、漁村社会に混乱を引き起こすような速度で改革を進めなければならないものでもない。もっと時間をかけて話し合い、定住漁民のみならず国民も納得のいくコンセンサスを得てから、改革を進めても良いのではないだろうか。

改革案には大いに不満があるが、ほぼこのままの形で法制化されていくだろう。しかし各県に任された運用においては柔軟に対応する余地があるように思える。漁業権管理は自治事務である。現場をよく知る自治体職員らが地方分権的発想に立ち、それぞれの地域特性や異なる社会状況性に応じて、各地域が目指す真の地方創生に資する沿岸漁村の構築を漁民集団と協調しながら自由な発想で進めていくことを期待する。「改革」という言葉を用いるならそれは貧しき者や弱者のために行われるべき

ことであり、政治家や官僚はそうした者のためにこそ働かすべきだからだ。

注)

1. 二〇一八年六月一日付けで農林水産省HPにて公表されている。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/katsuryoku_plan/attach/pdf/index-11.pdf

また長谷水産庁長官による解説が動画で公開されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=dVzanh3Y3ew>

2. 「社会的共通資本」とは経済学者の宇沢弘文氏が提唱した概念であり、Social Common Capitalと英訳される。ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然環境や社会的装置を指しており、社会全体にとっての共通の財産。宇沢弘文「社会的共通資本」岩波新書 二〇〇〇年を参照のこと。

3. 金田禎之著「新編 漁業法詳解」成山堂書店 二〇〇一などを参照のこと

4. 以下の文献を参照されたし
浜本幸生監修・著「海の『守り人』論」まな出版企画 一九九六

山下昭浩、緒方賢二、「共同漁業権論争の現在の地平 総有説の構造と機能」、高知論叢

(社会科学)、第一〇七号、二〇一三
佐竹五六・池田恒男他著「ローカルルールの研究」まな出版企画 二〇〇六

5. 魚住庸男「判解」『最高裁判所判例解説平成元年(中)』、法曹会、一九九一

6. 首相官邸HPを参照のこと
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/discourse/20180716_uminohi.html

参考文献

1. 宇沢弘文「社会的共通資本」岩波新書 二〇〇〇年

2. 青塚繁志「漁業法の性格と問題点」『日本漁業法史』北斗書房 二〇〇〇

3. 秋山博一「明治漁業法の成立と漁業組合制度の樹立」『水産業協同組合制度史』水産庁・全漁連 一九七一

4. 羽原又吉「漁業法の制定」『日本近代漁業経済史』岩波書店 一九五七

5. 水産庁「漁業制度の改革」日本経済新聞社 一九五〇

6. 金田禎之著「新編 漁業法詳解」成山堂書店 二〇〇一

7. 浜本幸生監修・著「海の『守り人』論」まな出版企画 一九九六
8. 佐竹五六・池田恒男他著「ローカルルールの研究」まな出版企画 二〇〇六

9. 田中克哲「最新・漁業権読本」まな出版企画 二〇〇三

水産政策改革における新たな資源管理への批判 —資源管理に名を借りた金儲けの正体を暴く—

現 鳥羽磯部漁業協同組合 監事
元 水産庁資源管理推進室長 佐藤 力生

はじめに

平成三〇年六月一日に「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版）」に位置づけられた水産政策改革（以下「当改革」）は、今からさかのぼること一一年前の日本経済調査協議会（財界四団体により設立された組織）の提言「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」を受けた内閣府規制改革会議（当時）の「規制改革推進のための第二次答申」（平成一九年一月二五日）が発端となっている。その路線に従い、財界推薦の水産の素人委員だけで構成された昨年来の内閣府の規制改革推進会議での議論に基づき当改革は作成された。想定していたとはいえその内容は、かつて水産庁において資源管理を担当し、退職後は漁村に移り住み日々漁業現場に

身を置く私から見ると、「言語道断」「愚の骨頂」であった。新たな資源管理は以下に述べるように理論的にも現実的にも完全に間違った政策である。仮にこれが実行されることになれば、漁業現場に大混乱を引き起こすだけで、当改革の二大目標である「水産資源の適切な管理」と「水産業の成長産業化」の達成は到底不可能である。しかし、それでもかまわないのである。なぜなら、当改革の真の狙いは、一部の外国ですでに導入されている公共資本たる水産資源を分割して私的資本化し、その市場取引で金儲けができるマネーゲーム化するのが目的であるから。これは規制改革が農業改革においてJ-A全農や経済連の株式会社化や農林中金の解体を打ち出し、その膨大な資金を市場取引の対象にして金儲けしようとしたのと狙いは全く同じである。そう考えると当改革が新た

図1 カリフォルニア湾の海底地層のマイワシ（上の図）、カタクチイワシ（下の図）のウロコの堆積状況から推定された紀元300年から2000年までの1700年間の資源量の変化

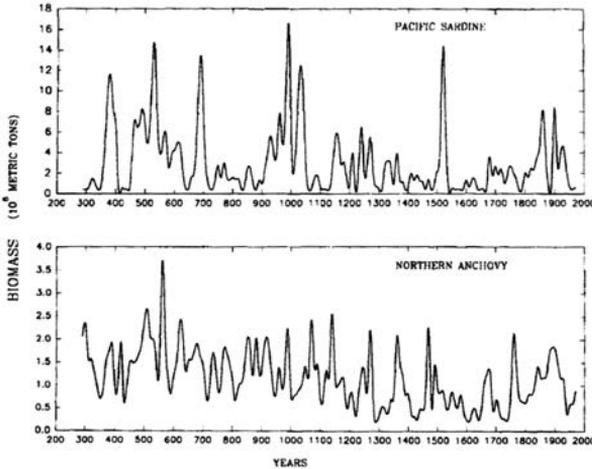


Figure 7. 1700-year hindcast series of Pacific sardine and northern anchovy biomasses off California and Baja California obtained by conversion of SDR data in figure 4 to units of biomass with the regression equations in figure 6.

な資源管理において、何をしようとしているのかが、非常に明確になるのである。

以下、本誌の読者には漁業関係者以外の方が多くことを念頭に、できる限りわかりやすく具体例をあげながら説明していきたいが、中には「資源管理」に抱いている読者のイメージを根底から覆す内容もあるかもしれない

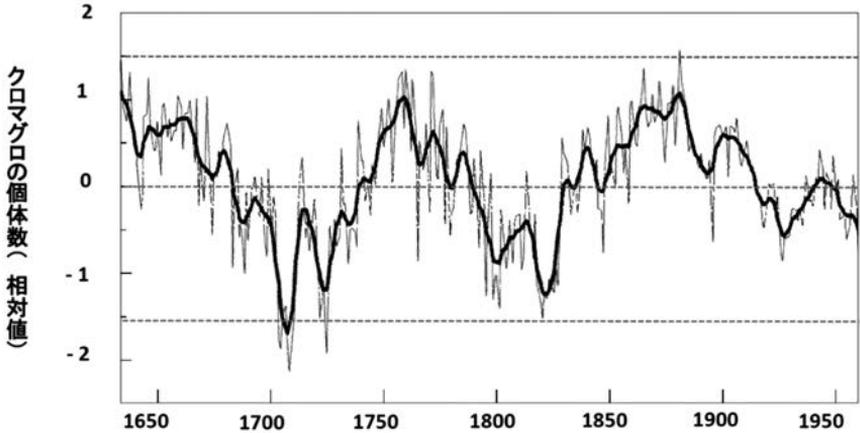
い。しかし、その資源管理に対する国民の思い込みをうまく利用しているのが、彼らの巧妙な戦術であり、それにだまされないようにしていただくことからまず始めた

1 人間に資源が管理できると言ったのは誰か

テレビに「気象管理士」という肩書の人物が登場したら、皆さんはどう思うだろうか。「ふざけるな！」とテレビにモノを投げつけるかもしれない。しかし、その一方で「資源管理士」は堂々と存在する。その代表格ともいえる水産庁の資源管理推進室長を務めた私が、このようなことを言うのは不謹慎と思われようが、日々漁業の現場にいると「本当に人間に資源を管理できるのだろうか」という思いが強くなるばかりである。それを典型的に表した資源変動のグラフ（図1）があるのでご覧いただきたい。

この水域で漁業が開始されたのは、長く見ても最後の二〇〇年間であろう。ということは、それ以前の一五〇〇年間は、漁業が存在しない初期資源の状態にあったことになる。にもかかわらず、その間においても資源は大変動し、特にマイワシにおいては度々絶滅寸前まで減少している。人間にできる究極の資源管理は「獲らない」ことであるが、一五〇〇年間禁漁を続けても絶滅寸前ま

図2 大西洋クロマグロ東資源の経年変動



(Ravier and Fromentin 2001より)

で資源が何度も減少することを防止できなかったことを示している。つまり、資源は人間以外の何らかの力（これを「環境要因」という）で変動しており、人間がその環境要因をコントロールできない以上、資源は管理できない。また、その一方で資源はその絶命寸前から何度も回復してきた力を持っていることもわかる。

なお、マイワシは水産資源のなかでもその変動が最も大きい資源の一つであり、これは特異な例ではないかと思われる方には、以下の図2をご覧いただきたい。生態系上高位にある大西洋クロマグロの地中海における過去三〇〇年における資源変動を見ても、一〇〇年ごとの大変動と二〇年ごとの小変動を繰り返している。動力漁船もなかったころの人間による漁獲の影響は極めて限定的だったにもかかわらず。

上の二つの図から得られる二つの事実「資源は環境により変動する」「資源には自ら回復する力がある」を認めるか認めないか、この点が本論考において大きな意味を持つてくる。なぜなら、当改革ではこの二つの事実を反し「資源は環境ではなく漁獲により変動する。資源の減少はすべて人間による乱獲が原因」と決めつけ、過去何度も回復してきたのに「今のままでは資源は絶滅する」と社会に向かって誤った不安感を掻き立てているからである。そうして、多くの資源管理策のなかから、な

にゆえか次の2で説明する特定の管理策のみを押し付け
てくるのである。まさにこれは靈感商法そのもののやり
かたに近い。道を歩く風邪気味の人間を見つけ「ちょっ
とそこの方！ あなたの病気は祖先が祟っているのが原
因、治りたかったらこの靈験あらたかな壺を買え」と同
じ。病気の原因を偽って治療効果のないものを売りつけ
る、人の不幸に付け込む詐欺である。資源悪化の原因を
すべて漁業者のせいにして、このままでは絶滅すると社
会の不安をあおり、その対策と称する新たな資源管理シ
ステムという名の壺を売りつけ、最終的に資源をマネー
ゲーム化しようとするものである。彼らがよく使う、国
民の心をくすぐるだましの三段論法「資源は漁業者だけ
のものではない」↓「国民共有の財産」↓「だから金で
売り買いできるようにして金持ちのものに」も三段目に
どんでん返しがくる詐欺であり、甘い言葉にご注意を。

2 新たな資源管理システムにある政策（詐欺商品）の内容

以下は、水産庁のHPにある「水産政策の改革のポイ
ント」のうち資源管理部分を抜粋したものである。

1 新たな資源管理システムの構築（抜粋）
資源管理については、国際的にみて遜色のない科

学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

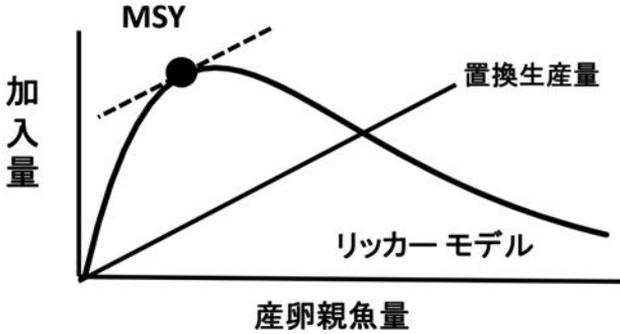
○ 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続
生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目
標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するため
に資源管理を強化する水準として「限界管理基準」
を設定

○ 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC
対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベースで八
割に拡大

○ 個別割当（IQ）を、大臣許可漁業を始めとし
て準備が整ったものから順次導入

まず、冒頭の「国際的にみて遜色のない」という表現
からして嘘である。日本人の外国コンプレックスを巧み
に利用して、一般国民にあたかも日本の資源管理が劣っ
ているかのごとく思わせる詐欺師的な誘導である。しか
し、現実とは逆であり日本漁業の特徴である利害関係者
による自主的資源管理（漁協を中心とした漁業者による資
源の共同管理）は、コモンズ（共有資源）の管理の第三
の道として最も効果的であるとノーベル経済学賞を受賞
した学者によって証明されており、それゆえに日本の自
主的資源管理は世界からも高く評価されている。しかし
当改革はこのことを全く評価せず、欠陥だらけの政策（詐

図3 再生産モデルと最大持続生産量 (MSY) の関係



(曲線は親と子の関係を表す。置換生産量とは親と子の関係がこの直線上にあると、資源は増加も減少もしないことを示す。)

欺商品)を強制するのである。その政策を大まかに区分すると
 ①最大持続生産量(MSY)理論に基づく資源管理を強化する。
 ②そのMSY理論に基づく漁獲可能量(TAC)による

資源管理の対象種を漁獲量の八割に拡大する。
 ③そのTACをさらに個別割当(IQ)へと移行させる。
 となるが、この三つの政策は、資源管理を装い資源を私物化し金儲けしようとするためのものであり、決して資源管理を

推進しようとするものではないことを以下順に明らかにしていきたい。

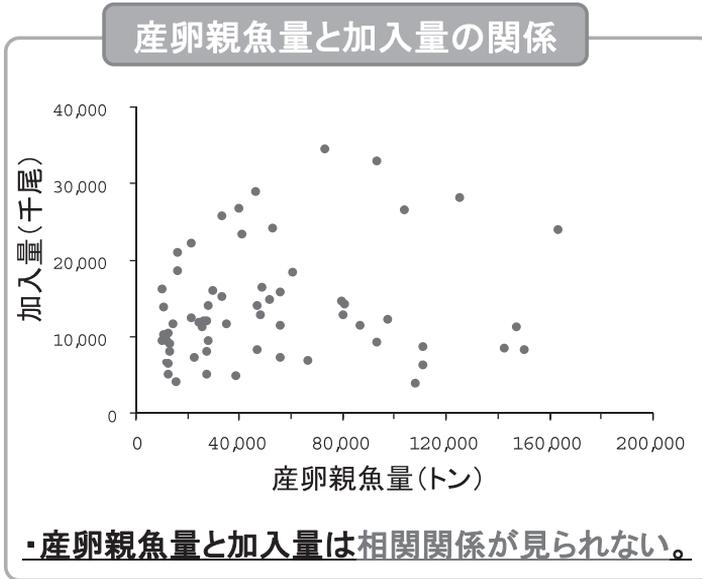
(1) MSY理論の破綻

「資源管理とは何をするものか？」を簡単に言えば、「どの程度の親を残せば翌年どの程度の子が加入してきて、毎年度ののくらの魚が漁獲できるかという親子関係を定めるもの」であり、その漁獲できる魚を持続的に最大にする親の量を維持又は回復することを目標として資源を管理するのが最大持続生産量(MSY)理論であり、親(産卵親魚量)と子(加入量)とMSYの関係の代表的なモデルの一つが図3である。

ところが驚くべきことに、海洋法にも規定された資源管理の基本となってきたMSY理論に基づくこのモデルが、現実の資源変動にほとんど適応しない詐欺商品であったことが明らかになってきている。その一つの例として今問題となっている太平洋クロマグロの親子関係を図4で見えてみよう。

これを見ると親が多くても子が少なかったり、またその逆があったりと、一般的な思い込みとはかけ離れ「親と子の相関関係は見られない」のが現実である。とすると、親の量が子の量を決めるというMSY理論を当てはめてもよいのであろうか。よいはずがない。にもかかわ

図4 太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入量の関係



らず、太平洋クロマグロにMSY理論に基づく漁獲可能量(TAC)制度を導入したので、資源管理の大混乱が起ったのである。つまり、過去最低のレベルにある親からでも「環境要因」により子が三年連続で大量に加入してきて資源が急増しているのにもかかわらず、「親と子の相関関係は見られない」という事実を目を背け「より多くの親を確保しなければ子が増えない」として、TACの増加を認めないのである。このため増加したクロマグロが勝手に入網するのを防ぎようのない定置網での大量漁獲が当然のことながら生じ、そのために他の漁業者が操業できなくなり、国などを相手に訴訟を起こすに至ったのである。

さらに、モデルと現実の資源変動について、多くの主要資源でそれを比較した外国の二人の研究者によれば、モデルに当てはまったのは一・二・八資源のうちたった三資源のみという報告と、二・二・四資源のうち三六資源(一八%)のみという報告がある。なぜなのか。それは上記1で説明したように資源変動には、漁獲要因よりも環境要因が圧倒的に大きく影響しているにもかかわらず、MSY理論は人間が親の数をコントロールする漁獲要因により資源を管理できるという虚構で成り立っているためである。資源研究者から「MSY理論に固執している限り、資源管理に成功することは決してない」とまで言われて

いながら、なぜ当改革ではこの虚構の理論に基づく資源管理をさらに強化しようとするのか。それはこの虚構に基づかなければ、資源をマネーゲーム化できないからである。病気は祖先の祟りが原因としなければ壺が売りつけられないからである。

(2) 漁獲可能量 (TAC) 規制による資源管理手法の致命的欠陥

資源を管理する手段としての「漁獲量規制 (TAC)」の致命的欠陥を、「漁獲努力量規制」と比較して指摘したい。例えば、資源量に対する漁獲量の比率(漁獲割合: 間引き率)を現在の半分にしようとする場合どのようにすればよいのか。まず一つ目は、魚を獲る手段である漁船の隻数、漁具の数、操業期間などを半分にする「漁獲努力量を規制する方法」である。二つ目は、来年の予想資源量に対する漁獲割合を従来の半分にする「漁獲量を規制する方法」であり、資源管理の手法はこの二つに大きく区分される。

日本の漁業では国連海洋法の批准に伴いTAC制度が導入されるまでは、前者の「漁獲努力量規制」がほとんどであった。というのは以下の図5のようにその年ごとの加入量が「環境要因」により大きく変動するのが一般的であり、逆いえば翌年の資源量の予想が非常に難しい

からである。

例えば、親の数が一〇〇として翌年に加入してくる子供の数が環境要因により一〇〇から一〇〇〇の間で変動すると仮定する。来年の資源管理方針として、現在の漁獲割合五〇%を二五%に半減しようとする、仮に一〇〇加入してきたときには二五、一〇〇〇加入してきたときには二五〇と、加入量(資源量)が変動しても漁獲割合を一定に保つことが必要となり「漁獲努力量規制」では図6の事例(資源量には約四倍の変動があるが、漁獲割合はほぼ四〇%で一定)のようにそれが可能である。

なお、事例にあげたマジ太平洋系群については一九九六年からTACの対象資源となったが、その前後においても漁獲割合に変化がないのは、TACの有無にかかわらずなく日本漁業はしっかりと資源管理ができることを表している。

一方、「漁獲量 (TAC) 規制」では、来年は〇〇トンまでという数量をあらかじめ決めないとならないことから、やむなく当てずっぽで平均あたりの「五〇〇」を加入量と決めつけ、TACをその二五%の一二五にする。しかしその予想が当たる確率は低いので困ったことが起こる。一〇〇しか加入しないときでも、一二五まで漁獲してよいという「絶滅させてもよい」を認めることになる。その逆、予想の倍の一〇〇〇加入してきても一

図5 太平洋クロマグロの加入量（0歳魚の資源尾数）

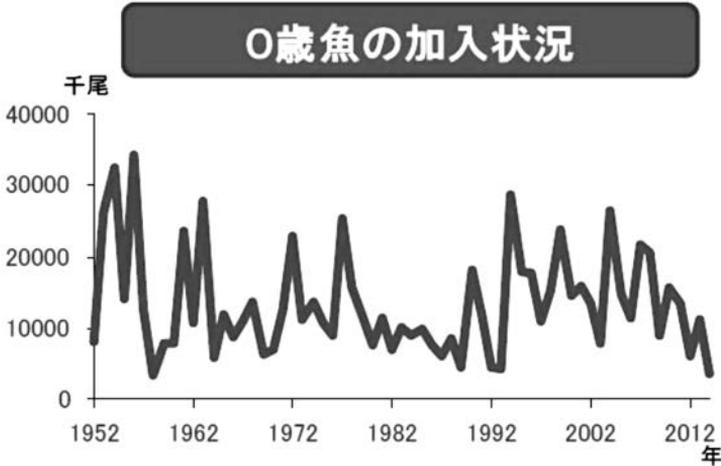
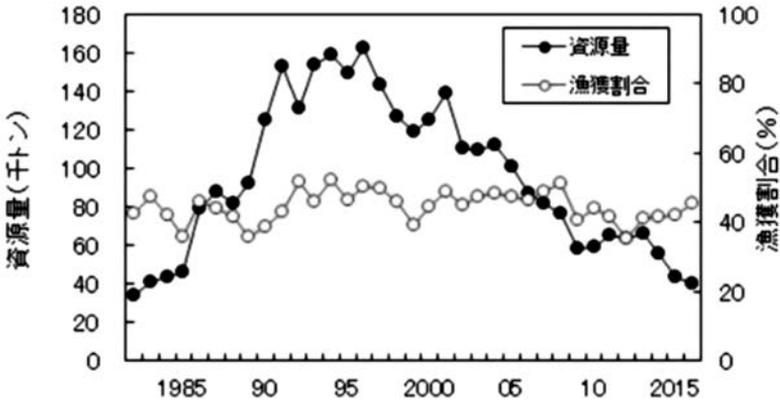


図6 マアジ太平洋系群の資源量と漁獲割合



二五しか漁獲を認めないので、資源の過少利用で無駄になる。

このように資源の加入変動が大きい浮き魚資源が主対象の日本漁業においては、加入が比較的安定した底魚資源が主体のEUで発展したTAC規制は、明らかに致命的な欠陥をもった管理手法なのである。このことを裏付けるように、日本がTAC制度を導入して二〇年経過したが、対象となった七魚種（最近追加されたクロマグロを除く）では資源が増加したのは二魚種だけで五魚種は減少している。しかも増加した二魚種は、環境要因により1kgの親から生まれる子供の数（これを「再

生産成功率」という)が急増したのが要因であり、TACで漁獲量を減らしたのが要因ではない。またTACの対象でない魚種の資源状況との比較においても、明確な差は得られていない。これらの事実から当改革でTAC対象資源を拡大する理由は全くない。にもかかわらずそれを強行するのか。それは多くの資源をTACにすることで、次という強制的個別割当(IQ)への移行が可能となり、さらにその先にある資源のマネーゲーム化へとつなげるためである。

(3) 個別割当(IQ)は、百害あって一利なし

個別割当(IQ)とは、日本漁業においては全く必要のない制度であり、漁業者がその制度の導入を必要としたことは一度もない。そもそもIQとは先獲り競争の防止という観点から、外国の一部で導入されているもの。例えば一〇隻の船があり、一〇〇トンのTACが設定されたとする。そうすると計算上は平均一隻一〇トンの漁獲量となるが、個人主義の外国では強欲むき出しで我先にと、他の漁船より一尾でも多く魚を獲ろうとして、一か月間の漁期があるのに、わずか一週間でそれを獲り尽くし、水揚げの集中による魚価低迷と、加工処理能力が追い付かないための鮮度劣化まで起こすという馬鹿げたことを行うのである。だからそれを防止するために一隻

当たり一〇トンづつ個別に割り当てるのである。

しかし、日本の漁業は歴史的に自主的集団管理体制のもとにあることから、例えば、まず漁期中のおおよその出漁日数を定め、その日の天候状況を見て出漁日を最終決定し、さらにその日における出港時間と入港時間を定め、さらにその日における出港時間と入港時間を防止しTACが最も効率的に利用されるように調整しており、外国のようなバカな漁業者は日本にはいないのである。その証拠に、事実誤認だらけの規制改革推進会議の議論においてすら、これまでIQが必要とされるような先獲り競争下にある具体的な漁業実態が指摘されたことが一度もないのである。

にもかかわらず、なぜ当改革で行政が過去の実績から機械的に分割したIQを強制しようとするのか。それこそ、IQに私的所有権を設定し市場において取引の対象にする「譲渡性個別割当(ITQ)制度」というマネーゲームへ移行させるための前段階として絶対不可欠の制度であるから。実は、IQには必然的にITQに移行せざるを得ない側面を抱えている。行政が強制する過去の平均値IQでは、その年々の資源や漁海況の変動、あるいは濃密魚群のいる漁場への当たりはずれなどにより漁船間での消化率が異なる結果、IQの過不足が生じてしまう。よって、漁船間での頻繁なIQの付け替え作業

が必要となるが、それを非効率な行政を通じて行う必要が生じた。操業中断に追い込まれ、漁業経営に深刻な影響が生じてしまう。よって、よりスムーズに過不足調整が可能となるIQの取引市場が必要となってくるのである。

当改革ではあえて表に出していないが、その最終目的がIQの取引を可能とするITQであることはTAC魚種の拡大とそれに対する強制IQ適用がセットで打ち出されたことから明白である。実際にアメリカで起きたことであるが、「キャッチ・シェア」と称するITQが導入されたことで、金が漁村からウオール街に流出し、漁業者がITQ保有者である働かざる金持ちの小作人となり貧困化したという。ITQとは、資源管理に名を借りた金儲けの道具であり、その先駆けがTAC拡大とIQの強制なのである。

おわりに

ここまでの話を聞いて、資源が環境要因で変動するから「資源管理など必要ない」と思われるかもしれないが、決してそうではない。長年の経験則から生み出された「浜の資源管理」では、どこの地域でもまず第一点目に必ず掲げるスローガンは「海の環境保全」である。漁業者は自然さえ大切にしておけば資源は必ず復活することを知

っている。そこに打撃を与え資源を減少させたのが、戦後の経済成長に伴う「魚のゆりかご」の浅海域の埋め立てであり、工場排水などによる汚染である。今、困った正反対の現象が各地の海で起こっている。汚水処理場の整備が進み、海がきれいになり過ぎて冬場の栄養塩不足で養殖ノリが十分育たない一方で、夏場には過去に蓄積したヘドロが原因の貧酸素水塊が年々拡大し、底層にすむ魚介類に致命的な影響を与えているのである。その例として資源管理の優良事例であった東京湾のシャコや伊勢湾のイカナゴが、過去の周期的変動とは異なり、急に継続して全く獲れなくなったのもそれが原因と指摘する研究者もいる。

資源管理の最大の敵は、昔も今も「海の環境破壊」である。その原因者はだれか。それこそが、当改革を押し付けてきた財界そのものである。これにはなにか深慮遠謀があるのしか考えられない。例えば、福島第一原子力発電所の事故による「放射能汚染水」を海に放出するために、企業が漁業者から資源を取り上げ小作人化することで、それに反対する権利を奪うことも可能になってくる。金儲けのためだけでなく、海の一層の汚染をも引き起こしかねない企業による海の私物化を促進する当改革に対し、漁業者は国民と共にそれを阻止していかねばならないと思う。

水産政策の改革法案を論評する―県行政OBの視点から

香川県海区漁業調整委員会 会長 濱本 俊策

本年五月二四日、水産庁は大方の予想を裏切ってセンセーショナルな「水産政策の改革(案)」を発表し、あれよあれよという間に外堀を埋めていき、一〇月三日にはとうとう改革法案そのものが自民党水産部会・水産

と経験上、特に海区委員の公選制廃止と区画漁業権の免許の優先順位廃止にかかる問題点を中心に、論点を整理した。

総合調査会合同会議において承認されてしまった。本稿はギリギリその日までの情報をもとに取りまとめたものであるが、二月六日には閣議決定され臨時国会に上程される

1 混乱を引き起こす二つの廃止

ることが確定的という緊迫した状況下では、もはや何を書こうと後の祭りと言うほかなく、本稿を纏めながら

① 海区漁業調整委員会委員の「公選制」の廃止

もどっと疲れている自分自身の姿を認めざるを得ない。今後、小手先の紆余曲折は若干あったとしても、この法案は残念ながら漁業者が望む方向への後戻りは、もはや絶望的というほかない。しかし、抗議の意だけは最後の最後まで明確に示していく責務があるため、筆者の職責

水産庁が説明した廃止の理由は、「前回選挙は六四海区のうち八海区のみに留まり、実施率が低い」「選挙管理委員会から、選挙事務を都道府県庁の水産主務課等に移管せよとの要望がある」とのことだが、これらは、単に「面倒くさい、海区委員ごときを選挙で選ぶ必要などない」というようなことを、選挙事務を統括する総務省側の誰かが吹聴し、水産庁が何らの弁護もしていないからだろう。「行政委員会の中で公職選挙法を準用した選

挙を行っているのは、海区漁業調整委員のみ」というが、農業委員会委員の選挙を五年前に廃止し、土地改良区総代の選出選挙を今年度末で廃止させることを誰がやったのか？同じ農水省がやったことだろうか。それを残っているのは海区だけ”などと他人事のような言い回しをすること自体、責任逃れも甚だしい。単に国が面倒な仕事を減らしたいだけ、とはっきり言えばいいものを、それを誤魔化そうとするから漁業者委員は怒っているのである。

また、「選挙人名簿の更新や選挙権の確認等が漁協任せで乖離がある（六四海区の確定有権者数は二三・七万人、漁業就業者数一六・〇万人、正組合員数一四・一万人）」「選挙人名簿の詐欺登録の犯罪事例も発生している」「被選挙権のある漁協の組合長等が、学識経験委員として知事に選任されている（二二海区）」などは、当該漁協と関係都道府県等を直接指導すれば済むことであって、わざわざ法律を改正するには及ばないし、選挙管理委員会の単なる怠慢も含まれる。

いずれにしてもこれらはすべて決定的な理由とは程遠く、従ってほぼ全都道府県の海区漁業調整委員会事務局から反対意見が出ているのである。

さらに改革案は『漁業の見識を有し、職務を適切に行える者を、都道府県知事が「議会の同意」を得て任命す

る。委員の定数は一五人とし、条例を定めて一〇〜二〇人の間で増減できる』とし、併せて「資源管理又は漁業経営の学識経験者、利害関係のない者を含み、年齢・性別が偏らないよう配慮すること」、そして「委員を任命する前に都道府県知事が、漁業者団体その他の関係者に候補者の推薦を求め、かつ公募もし、それらの者の情報を公表したうえで、推薦及び公募結果を尊重して委員に任命しなければならぬ」ことまで義務付けている。

これらは「知事による恣意的な人選を避けるため」としているが、まったくもって知事に失礼な話である。逆にこの方法は、言葉は悪いが議員の「ひも付き」の委員であっても、任命せざるを得ない不公正な事態が生じるリスクを考慮していない。それでもどうしてもやるというのであれば、まずは国が全国に四つ設置している広域漁業調整委員会の委員全員を国会承認させるのが先である。それを「漁業免許の諮問機関ではないから必要ない」など、「今後TAC魚種を鋭意増やしていく」と、一方で豪語しながら誤魔化すのであれば、クロマグロの規制など広域委員会指示は、都道府県の権限以下のレベルの拘束力しか持たないことを、関係者に広く周知・宣伝していこうと思う。

また、改正案は漁業者・漁業従事者が過半数を占めることとしているので、漁業者委員は現在九人であるもの

が最低八人は必要となり、わずかに一人減だけで済む。「過半数だから一四人が漁業者でも構わない」との説明も受けたなかで、まさしく何のための公選制の廃止か、益々分からない。さらに、推薦や公募の結果を公表するとしているが、これは人事案件であり個人情報保護の観点からも疑義がある。

とにかく国が示す方法では、委員会の運営や議決結果などに対し、漁業調整の公平性確保と知事の任命のリスクが増大してしまうことは明らかである。今後、条例化の必要性も含めて、都道府県ごとに慎重に対応を見極めることが重要となるであろう。

さらにごく最近になって水産庁は、五年後の漁業免許の一斉更新を新制度下で確実に遂行するためにはその準備期間が必要として、「現委員の任期を二〇二〇年八月から二〇二一年三月末まで自動延長する」などという突拍子もないことを言い出した。特に漁業者委員については、期限をもって選ばれた本人の同意も取らず、選挙人である漁業者の理解も了解も無しに、勝手に改正法案の附則でそれを決めるといふ。思うに、水産庁は改正漁業法を新たな元号の下で制定したいだけでないのか？今や水産庁は、違法だろうが何だろうが、こんなことも平気でやり切ろうとする人種の集団に成り下がってしまっている。

今日まで七〇年に余って、選挙制を前提に漁業者自身 がしてきた各浜での事前調整の重みを、全く理解も評価もせず、合理的な理由もなく簡単に公選制を廃止してしまうことに対し、香川では海区漁業調整委員会のみならず、県漁連会長や単協の漁協組合長らがこぞって憤慨し、抗議の意をもって文書で要望したが、そのこと重みを今一度、水産庁は胸に手を当てて考えてみてほしい。

② 漁業権を付与する際の「優先順位」の法定の廃止

優先順位の第一位を漁協に法定している特定区画漁業権を、一切無くしてしまうという改正案に、水産庁が毎年発出する養殖ガイドラインに従って養殖数量を制限してきた、本県ほか西日本各県の養殖業者が強く反発し、抗議の声や要望書の提出が相次いでいる。

ノリ・カキ・ハマチ養殖などの特定区画漁業権は共同漁業権と共に組合管理漁業権であって、沿岸漁業者の宝物であるとともに命綱でもある。それを、「漁協の優先性を廃止すれば、企業による漁業権取得が進んで生産拡大が図れるはず」と国は目論むが、それは単に生産数量だけの話である。小規模な生産者にとっては、物がだぶつくとも価格下落を招き、ひいては経営破綻に繋がる、死活問題になる、ということ懸念して反対している。

水産庁は、「漁協の組合員でなければ漁業免許も漁業

許可も手に入らない、という認識は誤っている」と随所で積極的にアナウンスをしており、香川での説明会の場でも誇らしげに口にしていた。そういう認識が今回の企業参入拡大の根底に横たわっているのである。確かに漁協への加入・脱退は自由である。だからと言って前浜の利用が好き勝手にできるといふことには繋がないことは、漁業関係者なら百も承知のはずである。

水産庁の説明では、「優先順位を廃止する代わりに、既存の漁業者である漁協が管理を行って、漁場が「適切かつ有効」に活用されている場合には、その漁協に免許される。従って今まで通りで何も変わらない」などと詭弁を使っているが、「適切かつ有効」という定義はすこぶる曖昧で、漁協および漁業者に種々の負担を強いるものとして大きな不安要因となっ

資料1 『「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書』

「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書

「水産政策の改革」は、国の水産基本計画に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、平成30年6月に政府の方針として「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられたものであり、今後、必要となる法整備等を速やかに行うこととされている。

本県においては、漁協が生産や漁場行使の調整などを担うことで秩序ある漁業が行われているが、この改革により、特定区画漁業権が廃止されれば、漁協は個別に漁業権を付与された漁業権者の調整に関与できなくなる恐れがある。

また、魚類養殖では、国の「養殖生産数量ガイドライン」に基づき価格安定に努めているが、そのガイドラインに参画しない個別漁業権者が規模拡大した場合、養殖魚の生産量の増加により、需給バランスが崩れることも懸念される。

さらに、漁獲量の個別割当を順次導入するためには、資源量や漁獲量を正確に把握する必要があるが、多種多様な魚種を漁獲する内海の漁業には当てはまらず、多額の費用が必要となるため、単なる漁獲制限となってしまうことになる。

加えて、海区漁業調整委員会では、公選制により、資源管理や流通に精通している組合長が選出されることが多く、地元調整が行われているため、現行制度で問題は生じていない。また、漁協の役員に販売のプロ等を入れること等により、新たな経費負担が生じないように努める必要がある。

よって、国におかれては、全国の漁業者が納得できる施策とすべく、拙速に法整備を進めることのないよう、次の事項について要望する。

記

- 1 今まで果たしてきた漁協の機能を評価し、漁協に免許される特定区画漁業権を継続すること。
- 2 個別漁業者に対しては、国が積極的に関与し、養殖生産数量ガイドラインを遵守させること。
- 3 瀬戸内海等の沿岸漁業の資源管理は、漁獲努力量削減措置等による管理を継続させること。
- 4 海区漁業調整委員会の公選制を継続させること。
- 5 漁協の役員に販売のプロ等を入れたり、信漁連監査に公認会計士監査を導入するなど、すでにいる人材と重複するような新たな人的負担を強いるようなことをしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

香川県議会

ている。この文言は、五年毎の一斉更新時に、団体漁業権を受有している漁協側に強いプレッシャーを与え、逆に個別漁業権を受有している企業側には大きな安心をもたらし、何れも「何も変わらない」などと嘘をつく水産庁に騙されてはいけない。

そうしたことから香川県漁連は、九月二一日に全漁連会長と水産庁長官あてに会長名で要望書を提出したが、その後、嶋野勝治会長は筆者との意思疎通や単協からの要請も勘案して、自ら香川県議会に五項目の要望を行った。一〇月一二日には香川県議会が『水産政策の改革』における慎重な検討を求める意見書』を全会一致で採択し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農水大臣、水産庁長官、内閣官房長官あてに直ちに提出したところである(資料1)。嶋野会長は町議会議長経験者であり、その手法を体得していたために誠に素早い対応であったと思う。なお、この本文は香川県議会ホームページで公開されているので、詳細はそちらをご覧いただきたい。

現行法下でも養殖業への企業参入に何らの障壁もない。漁協の組合員となって行使規則に基づいて生産活動を行えば、地元業者と同等に扱われるはずである。しかし、行使規則に縛られず、養殖数量も出荷時期も勝手、行使料も払いたくない、場所も自由に選びたい、種苗や餌も自前で調達したい、などのわがまま勝手な考えでも

って漁業免許を受けて養殖したい、と言いたすと、「それは違うだろ!」ということになる。海面が他の漁業にも立体的に使用されている中では、自分勝手な考えが通用しないことなど素人でもわかるはずである。しかし今回の改正案はその素人以下の発想で、しかも区画漁業権を個別漁業権と団体漁業権に分けるなどとしている。どんなことをしても企業免許を拡大したい」とする水産庁のサル知恵が文字化けしたのが改正法案である。

今回、タダで好き勝手に海面を使いたい企業の要望が認めたとすると、真似る漁業者も早晩でてくる。そうすると浜の秩序は徐々に崩壊が始まり、終いには漁協そのものが破綻する。国はそれを狙っているのである。

諫早干拓の最高裁判決、辺野古埋め立ての争いなどから、「漁協に漁業権さえ持たせなければ、漁業補償金を支払わず、何ら採めることもなく勞せず海面埋め立てや沿岸開発ができる、企業利益の追求と国の施策がマッチする、とにかく国策の推進に漁協は邪魔だ」という現政権の狡猾な理念が透けて見える。

この考え方から行くと、早晚、共同漁業権に行き当たる。筆者があらゆる場面で警鐘を鳴らしている「共同漁業権に気をつけろ」のアピールはそういう意味である。企業免許においても、権利者(共同漁業権Ⅱ漁協)の承諾書が添付されなければ、都道府県知事は漁場計画を樹

立しない。従って、次に企業が水産庁に泣きつく先は、「共同漁業権の全廃」しかない。

本県の多数の島しょ部を含めた六九〇km余にも及ぶ海岸線のすべてに、第一種・二種・三種の共同漁業権が重畳的・立体的に組み合わされて免許されており、そこでは免許を受けた漁協が発行する証票に基づいて、多くの組合員が藻建・磯建網漁業や桝網漁業を営んでいる。もしもこれの改廃に手を付けた場合、公益上の必要によるとすれば法第三九条に基づいて免許者（都道府県）が、そうでなければ民法の規定により、免許を受けたい企業自身による買い上げ補償が必須であり、それに反対する漁協はすべて訴訟を起こすことになる。水産庁はそれが分かっているから、責任逃れのために「共同漁業権には手を付けない」と、「今は」、言っているだけであるが、さあどうなるか。これには筆者も最大限の注意を払っているように思っている。

2 水産庁の暴走を阻止できなかった原因は何か？

宮城県の水産特区の成功体験がプレッシャーとなり、かつまた推進意欲ともなあって、漁業者が知恵を付けて騒ぎが大きくなる前に強引に法改正に持ち込むなど、ここまで見事に筋書き通りに事を運んだ水産庁は、今頃祝い

酒に浸っていることだろう。

一体、この改革で手を叩いて喜んでいる者は誰なのか？クロマグロ養殖等を手掛ける大手水産会社などの大企業だけなのか？いやそれは違うだろう。

普通に考えれば、海を利用して生活する漁業者が減れば、海は空く。空いた場所を再び漁業に使うか、海運に使うか、それともレジャーに使うか、沿岸域を埋め立てて企業誘致するか、等々を決めるためには、それぞれ百年の大計を見通した、海面利用計画または沿岸土地利用計画が都道府県に必要となってくる。そして、漁業に使うときめた場所だけが、漁場計画に基づいて漁業権が設定され、または漁業の許可がなされる。

翻って、漁業免許が自治事務となつてすでに一八年を経過したが、そのことの重要性を考慮せず、安穩と従前どおりの漁業免許を繰り返してきた都道府県にも、窮状を訴える漁業の現状に対する行政責任は、国と同様またはそれ以上について回ることになる。

ここで、今回の漁業制度改悪との戦いにおいて、それを阻止できなかった原因を整理してみたい。念のために断っておくが、これは決して筆者の敗北宣言ではない。権力への新たな戦いに向けたプロローグである。

原因その一

改革法案が枝葉の修正のみで根幹を変えずに仕上げら

れた最大の功労者かつ、漁業社会を今後間違いなく大混乱に陥れる原因者は、水産庁のお膝元にいながらも、全中の二の舞を避けて組織の温存を図りたい一心で、早々と改革案を受け入れ、能力もないのに自前で説明会と称して漁業者を集めて、「我々は水産庁にこのように申し入れている」というポーズだけは忘れずに、いの一歩に改革のお先棒を担いで「水産庁の改革案に感謝する」とまで言っていたのけた、全国漁業協同連合会会長は幹部役員である。今後そのツケは徐々に膨らみ、組織・体制の存亡にもかかわる大問題となることは必至であろう。

各地の説明会においても、水産庁は大事な部分は口八丁で適当に誤魔化し、原案のゴリ押しを繰り返したため、漁業者、関係者の不安や疑念は解消されるどころか回を追うごとに増幅・拡大し、一〇月二日福岡会場では全漁連に向けた非難の嵐と質問攻めとなり、同一九日香川会場では国に向けて「改革絶対反対」の決議まで行うに至っている。

原因その二

宮城県の水産特区の問題に関してはあれだけの論陣を張った漁業経済学者が、今回の漁業制度改革に関しては異常なほど口をつぐんだ。六月五日に漁業経済学会シンポジウムの後に、改革案に反対するとして記者会見したこと以外、組織的な発言や表立った行動を取っていない。

い。

正面切って抗議をしたのは、大学の名誉教授と国・地方自治体のOB等、自由にモノが言える立場の者が数名づつ、さらに現役の大学教授が四・五名、水産関連の組織・団体の職員等が数名など、極めて少数であったと言わざるを得ない。

国が設置している水産政策審議会の委員に至っては、一体何を考えて何をしているのかはなほ疑問に感じていたが、ごく最近になって同審議会の元会長が報文を纏められたのは一縷の救いであって、もしこれがなければ筆者は、同審議会委員の無策無能を、今後徹底的に批判していくつもりであった。なぜなら改正法案に連動する政省令の制定・改廃には、水産政策審議会の意見が反映されることが、法定されているからである。

(独) 水産研究センターで資源調査やTAC調査等に携わっている研究者からも、不思議と意見表明がない。聞くところによると中央水研あたりが言論統制をやっているとの噂だが、それでも研究者か、と言いたい。また、国の出先機関である漁業調整事務所職員は、各地で開催された説明会に漁業者と一緒に机に座って勉強するという体たらくで、お粗末としか言いようがない。さらに都道府県水産部局職員の漁業制度に関する知識や現場力の不足も問題である。五月以降、公式には国は二回説明会

を開催しているが、会場で一部の職員が文句を言っただけで何らの具体的行動もみられない。従ってこの水産改革に対する都道府県知事の認識も、バラバラで大きな格差がある。そんなことでは、何かが良い方向に変わっていくはずがない。

結局は、戦後最大ともいえる漁業制度の大改悪に対し、それをおかしいと思う者であっても、わが身可愛さ組織可愛さで、国からの補助金を減らされると困るなどと考えて頼かむりをし、真に今やるべきことをやらなかった。そして、改正法の解説本でも出版して儲けよう、などと考えている学者がいると思うと、腸が煮えくり返って仕方がない。

日本の現行憲法第二一条が言論・出版・集会の自由のほか、集団行進・示威運動など一切の表現の自由を保障しているにもかかわらず、安倍晋三総理の一声が全てを封殺してしまうという、この現実の恐ろしさを体感したところであるが、筆者にとっては「くそくらえ」であっても、対抗すべきほとんどの人間が泣き寝入りまたはあきらめて、とうとう大改悪を許してしまったという事実、未代に亘って漁業社会で批判され続けるであろう。

原因その三

肝心の漁業者はというと、改革が進められるスピードがあまりにも速すぎて、その内容の幅広さや具体的影響

の予測など、漁業種類による個人差も大きく、なにより全く丁寧さが欠けていた水産庁の説明を何回聞こうと、それを腹にいれる余裕も時間もなかったはずである。従って個々の漁業者を責めることはできない。責めるとすれば漁協幹部の勉強不足と都道府県漁連のリーダーシップの欠如であろう。

いままさら何を言っても始まらないし、さしたる期待もできないものの、今後水産庁が固めていく政省令の具体案のなかに、どこまで個々の漁業者の声を反映させられるか、せめてもの罪滅ぼしは、そこでしかできないことを申し述べておく。

おわりに

筆者は、六年前より学識経験者として海区委員を拝命しているが、それ以前は県職員として三五年間、水産行政・研究に携わり、とりわけ一九八六年から一九九四年、一九九八年から翌年までの足掛け一〇年間は、漁業権の免許事務の担当者及び担当責任者として、ピーク時には七五〇件余もあった県内すべての漁業権の詳細を把握していた経験を持っている。そして、「水協法・漁業法の解説」が常に座右にあった。今も県から一八訂版と二一訂版をもらって海区委員の仕事に使っている。

もう三〇年余り前の話であるが、筆者が駆け出しの漁

政担当であった頃、この解説本の著者であられた浜本幸生氏を水産庁に三・四回訪ねていき、直接指導を受けている。当時は遊漁調整指導室長をされており、課の端っこの窓際の机に、時には両足を上げたまま、それでも長時間話を聞いていただいた。最後の方では「日本には浜本という悪い奴が三人おるな。頑張れよ。」と言っていたのだが、その大切な本を、とうとうゴミ箱に叩き込むことになるとは・・・。ハロウィンに乗じて、水産庁に直ちに出現してほしいと思うところである。

今回の法改正で、全漁連は「守るべきは守った」などと自画自賛しているが、企業側から見れば「破るべきは破った」といって手を叩いて喜んでいることであろう。

現在、漁業者、関係者にとって大変厳しい状況に陥っているが、もともとこの改革は漁業者にとって±0であったものがマイナスのみとなるため、英知を集めてそのマイナスを出来得る限り少なくする方策を考えるのが、我々に残された仕事であろう。

改正漁業法の第一条(目的)が、「水産資源の持続的利用の確保、水面の総合的な利用により漁業生産力を発展させる」と、大きく変わった。また、当初から言っていた通り、農水大臣が都道府県の漁場計画に修正を指示できることや、沖合免許を拡大するため等に知事の権限を自ら行うことができることが盛り込まれてしまった。

閉鎖的な漁村社会では、漁業のみならず、漁場行使、購買・販売事業、女性部活動など、さまざまな利権と制約が漁協に存在するがゆえに権力を持ちすぎ、外部からは漁業者や企業が抗えない構造になってしまっているとの指摘もある。特に香川など島しょ部が多い地域の漁協では、それに関連した問題がしばしば行政機関に苦情としてあがってくる。そうすると漁協を脱退する漁業者が増えるが、それでも漁業者は沖へ行かない限り生きていくことはできないのである。

そうした観点からも、今回の改革が沿岸の零細漁業者の生活を、今よりも豊かにするものでなくてはならない。ではこの法改正がその解か、と問われて、水産庁は顔をちゃんと上げて、まともに返事ができるのか？

あとは水産庁自らが組織改革と職員の再編配置を行うかどうかしっかり見極めていくとともに、全国の漁業調整事務所迅速やかに相談窓口を設置し、今後各浜で起きるであろう種々のトラブルを、水産庁自らが先頭に立って的確に処理していくかどうかを監視していきたい。

最後にもう一度言うが、今回の制度改革の最大の汚点は、水産庁がその根幹を「企業免許による生産量の拡大」に置き、漁場の公平な利用を維持するために最も重要な「漁業の民主化」と「漁業者を主体とした漁業調整機構」を蔑ろ(ないがしろ)にしたことである。

「水産政策改革」による漁協への打撃と行政的公平性の放棄

加瀬 和俊

はじめに

安倍内閣は漁業法改訂を中心とする水産政策全般の枠組みの変更を意図し、この臨時国会において年内にもその成立をはかろうとしている。そこで本稿は、それがなされた場合の影響について、漁協と県行政の二つの焦点を絞って検討したい。漁協と県行政は漁業者の中の最大多数を占める沿岸漁業者にとって最も身近に接する相手であり、この制度変化によってそれがどのような存在に変わっていくのかは、自らの漁業経営にとっても極めて重要に感じられるだろうからである。

1、漁協への打撃

(1) 漁協に対する評価と批判

日本の沿海地区漁協は全沿岸漁業者の当然加入組織として全国沿海部に余すところなく存在している。それは第一に、沿岸漁場に設定されている漁業権を県行政から免許され、それを個々の漁業者に円滑に行使させる管理的業務を一手に引き受けている。すなわち私有地でない漁場で紛争が起ることなく皆が円満に操業できるように、誰が、どの漁業を、どのような条件で操業できるのかを漁業者自身の相談を通じて決定し、相互に監視し合っただけを遵守する要として漁協は機能している。漁場環境、資源の再生産を維持する下からの管理が、日本では漁協の漁場管理機能に体现されているのである。第二にそれは、沿岸漁業者の漁業経営を支える販売事業・購買事業などの経済事業を担当して、資本主義体制の下で相対的に弱体な家族経営体の漁家経営を支える役割を果

たしている。第三にそれは、行政的事業の事実上の実行機関となって、行政機関と漁業者をつなぐ役割を果たしている。その結果、行政機関は各地の漁村に出先の事務所を置く必要がなく、漁協に重要な情報を流せばそれが漁業者に伝わり、漁業者からの各種の申請や訴えも漁協で整理されて課題ごとに適切な行政の窓口へ提出され円滑に手続きが進むと同時に、行政コストが大きく節減されているのである。

こうした漁協の機能が沿岸漁業の経営と資源維持に大きな役割を果たしていることは国際的にも高く評価されており、戦後の長い間、その役割を「より十分に果たせ」という期待にもとづく批判は続いたとはいえ、その役割をなくせという否定的見解はなかった。

しかるに、いわゆるグローバリゼーションの政策思想が主流化した一九八〇年代以降、さらには自由貿易体制が進展した一九九〇年代以降（WTO発足は一九九五年）には、各産業において国際競争力を強化することが重視され、一般産業でも農業・漁業でも個々の経営体の競争力を強めることが全体としての国の経済力の強化につながるという発想が強まってきた。

その結果として、各国に共通してみられた動きの一つが協同組合に対する批判の高まりであった。すなわち経済的弱者になりやすい中小経営が安定した経営力を持つ

ために役立っているとされた協同組合が、放置すれば廃業へと向かうはずの弱小企業を存続させてしまい、土地や販路の大経営への集中を妨げる役割を果たしているという批判が強まったのである。日本において農協批判が農地制度批判と一体化して展開されたのはそのゆえであった。

同じ動きが水産業では二〇〇〇年代に生じている。すなわち漁業就業者が減少しているのに漁場に空きはないとして漁協が企業の参入を阻止していること、企業の参入を認めた場合でも、意欲的な独特の操業方針をとりたい企業の経営体に対しても組合員横並びの作業への同調を強制していることなど、企業の経営に対する妨害者として漁協を批判する見解が表明されるようになってきたのである。今次の制度改訂の推進力となった規制改革推進会議に代表される「改革派」がその見解の代表者であり、したがってこの新制度構想が漁協に対して友好的ではない内容を持っていることは明瞭である。

(2) 漁協の漁場管理権限の縮小と経営の悪化

水産庁の描いている「水産政策改革」が全体として漁協の漁場管理権限を弱める方向に作用することは明らかであり、かつこの面では水産庁が意図して漁協の権限の縮小をねらったことも明瞭である。

すなわち、区画漁業権を原則的に経営者免許とし、かつ養殖業を優遇する方針を明示し、企業の養殖業への参入と経営の大規模化を施策の重点項目として掲げていることの結果として、地元組合員にとっての基本的な財産である共同漁業権漁場が狭められること、しかも従来は漁協が漁場管理の責務と権限を有していた地先漁場の多くの部分が漁協が手を触れることのできない治外法権的位置に置かれて、参入企業の実質的な私有地となるのである。加えて、これまで漁協に免許されていた漁場も、知事が「適切かつ有効」に利用されていないと判断すればあっさりと企業の手に移ってしまう制度になった。さらに定置漁業権については優先順位第一位を占めていた漁協が優先順位方式の廃止によって優位性を失ったため、これまた知事の一存で地元外の企業に漁業権を奪われることになった。宮城県・村井知事をはじめとする「企業の活力が漁業発展の道だ」と信じている者は、さっそうこの権限を行使すべく計画を練っているに違いない。

外部の企業家に対して地元に住んでいる自ら働く漁業者が漁業権を優先的に行使できるようにするという現行法の原則——それは漁業法第一条で定式化されている「漁業の民主化」の犯すべからざる実体であったのだが、改訂法案では「民主化」目標は削除されている——は、改訂構想が実現すれば確実に失われるのである。

加えて漁協にとっての不利益は経営面でも避けられない。漁協経営は基本的に地先の漁業権漁場の水揚高の一部を組合員が販売手数料・漁場行使料・賦課金などとして漁協に支払うことによって成り立っているのであるから、その元になる地先漁場の相当部分が漁協とは関連を持たない企業の個別漁業権の対象となってしまえば漁協経営の縮小をもたらすことは確実である。

地元の漁協組合員にとってもマイナスは大きい。水産庁の方針にそって企業経営体のために養殖適地を探し出さなければならぬ県行政は、これまでの水産庁の方針にそって薄飼いに努力してきた漁場を逆に過密化させて広い空間を作り出すことを漁協に指示する立場に立たされる。漁協がそれにしたがって組合員の漁場を移動させようとすれば漁協と組合員の間で紛争が起きてしまうし、漁協が県の要求をはねつけければ県行政と漁協の間が緊張し、行政的報復を受けることが予想される。

(3) 漁協組織の縮小——專業的養殖業者の組合脱退

今一つの漁協への打撃は、制度改訂によって既存の組合員が漁協を脱退する可能性が高いことである。区画漁業権が漁協免許である現状では組合員の中の養殖業者は、養殖業の規模に関わらず漁協組合員であるほかはない。漁協を離れば漁協が免許を受けている区画漁業権

を行使できないからである。ところが新制度では区画漁業権は原則として個別漁業権となり、団体漁業権とした者だけがそれを願った場合にのみ団体漁業権が設定されることになる。それゆえ、純経済的計算からは、組合員である大規模養殖業者の中から相当数が漁協を脱退することが予想されるのである。なぜなら第一に、離脱した方が自身の漁場を安定的に長期間使用できると想定されるからである。組合員にとどまっていれば、漁協による毎年あるいは数年に一度の漁場再編の際に漁場の位置・規模が変化することがあり得るし、災害のリスク分散や組合員間の公平性の確保のために養殖場の分散配置や割替えがなされることも少なくない。あるいは海苔養殖のように季節的な操業の場合には、いつの時点で養殖を終えて施設を撤去するののか等の作業を含めて、漁協の定める日程に従わないといけない。これに対して漁協を離脱してしまえば、漁場を単独で占有して半私有地とすることができるようから漁協の指示とは無関係になれるし、免許の更新が可能となったので希望する限り永遠にその漁場を行使することもできる。

第二に、漁協を脱退してしまえば漁場行使料、各種の賦課金など、漁協経営を支えるための負担金を支払う必要もなくなるのである。もちろん共同漁業権漁業に比重を置いている漁業者は組合を離れては従前の採捕漁業が

出来なくなってしまうのでそうした選択はできないが、大規模に養殖を行っている組合員は共同漁業権漁業を営む時間的余裕がないこともあって、養殖業の利害だけで去就を決めることになると予想される。その結果は、水揚高が高く、したがって漁協の販売事業手数料収入などの相当部分を支えていた者が漁協を離れ、漁協経営を支える度合いが相対的に少ない漁業者が漁協に残るという方向に進むと予想される。現在でも地先漁場から上がる水揚高の低下によって経営的に厳しくなっている漁協は、じり貧状態に追い込まれる可能性が強い。

水産庁がこのような因果関連を通じての漁協の弱体化をねらって意識的に漁業権制度の改変をはかったとは思いたくないが、制度改訂を主導してきた「改革派」とっては好都合な制度がえられたことは間違いない。

ところで従前からの地元の漁協組合員の漁協脱退Ⅱ個別漁業権申請の可能性については、水産庁に読み違えがあったことが推定される。というのは、五月二四日公表の当初の構想においては、「改革派」に対して要求された以上に「改革」を図ったことを強調したいという心理が働いたためか、区画漁業権については原則が個別漁業権で、団体漁業権（漁協免許）になり得るのは個々の漁業者が団体漁業権となることを望んだ場合のみに、それを望んだ者だけに限定するという制限的な表現がとられ

ていた。そこでは地元漁業者は変化を望まずに従来通りの団体免許を希望するに違いないという想定があったのであろう。

ちなみに五月二四日構想の4―③―②は以下のように言っている。「定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。ただし、区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。」

すなわち地元漁業者は、漁協組合員としてとどまって団体漁業権を行使するか、漁協を脱退して個別漁業権を行使するかを自由に選択できることが想定されていた。しかしそれではこれまで一漁協の一つの区画漁業権であった水域が三〇人分、五〇人分の個別漁業権漁場に分割されてしまう可能性が想定される上、狭い水域の中に団体漁業権漁場と個別漁業権漁場とが混在するなどして複雑になり過ぎること、漁場計画策定時には各自の希望を聞いてその付け替えをすることが義務付けられているが（第六四条第一項）、そうした煩雑な作業はとうてい不可能であることといった事情を考慮して、改訂法案では地元漁業者は従来通り漁協免許のままに留め置く方針になったようである。（第七三条）。いづれにしても不確かな見込みのままに方針が立てられ、理由を示すこと

なく方針の修正がなされていると推測されるのであって、新構想がどのような混乱をもたらすのかに関わるこうした点は国会討議を通じて詳細に論議していただきたいところである。

(4) 漁協に対するいやがらせか？——沿岸漁場管理団体という奇妙な存在

漁協の管理下の漁場と個別経営体が免許される個別漁業権漁場との間に何の連絡もなく、海上の日常的な作業の相互関係についてまで問題が生じるたびに漁協も個々の企業経営体も県庁に連絡して相手方への交渉を依頼せざるをえなくなる今回の制度は、県庁が「忙しい」として対応しようとせず、制度としては機能しないことが予想される。したがって現場においては実力による問題解決という二〇世紀的事態が出現することにならざるをえないであろう。

こうした事態を回避するためには従前通り漁協が地元漁場全体の管理をする方式を採用すれば簡単であるが、それでは「改革派」に批判されると思ったのか、「沿岸漁場管理団体」による「保全沿岸漁場」における「保全活動」という仕掛けが法案の第一〇九条から第一一六条までに置かれている。この全条項を読んでもこの団体が何をするのかは全くわからないが、見過ごしに出来ない

重要な代物であることは以下の点から明らかである。

第一〇九条は「沿岸漁場管理団体の指定」と題して以下のように記述されている。「知事は海区漁場計画に基づき：保全沿岸漁場ごとに、漁協・漁連又は一般社団法人・一般財団法人であって次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる。」

これによるとこの団体は漁協でもよいが、遊漁業者団体やダイビング愛好会や魚小売商団体でも公共事業の請負業者の団体でも良さそうであるし、申請がなければ存在しなくてもよいようであるし、複数が立候補すれば誰かが何らかの方法で一つの団体に絞るのか複数の団体があつてよいのかも不明である。いずれにしても、この規程は「沿岸漁場管理」について何らかの法的権限を有することに於ける団体が、漁業者以外の者（漁業以外の目的で組織されている団体）によって占められる可能性を示している。

このような混乱した規程は有害であり、「詳細は省令で定める」といった説明で正当化できるものではない。これは水産庁が一元的に漁場管理・統制を行うための仕組みの必要性を自覚しつつ、漁協に従来通りの権限を認めてはならないというその姿勢のために、適切な構想を描けないことを示している。

加えて、この関係の一連の条文の中では、「沿岸漁場管理団体」が自らの負担で「保全活動」を行う場合には、その「受益者」が「協力」（「協力」には金銭的支払いを含むと第一一一一条に明言されている）を拒んだ場合には「沿岸漁場管理団体」は県知事に斡旋を依頼できるとある（第一一三条）。しかし受益者がそれでも協力しない場合には何らの措置も規程されていないから、「保全活動」は無ければ無くてもよいお飾り程度の代物とされているようである。

こうした得体の知れない機関を法文提出時に初めて提示し、しかもその意味が理解できない書き方に終始しているということは、首尾一貫した制度を構想できていないことを示しているといわざるをえない。

水産庁としては漁協の管理が及ばなくなる企業免許の漁場でも、相互に海水が行き来し、漁協の組合員にも組合員以外にも貝毒・魚病や赤潮の発生に対する共同的对処や藻場の保全のための協調が必要であると考えているが、それを漁協が行うとすれば「改革派」が黙っていないので意図的に曖昧な書き方をしているとも推測されるが、そうした位置づけで漁協がその役割を引き受けるインセンティブを持つのか、環境団体やレジャー団体が複数立候補した場合に漁協の出る幕はなくなるのか、それらの団体の決定に漁協も従わなければならないのか

ど、わからないことが多すぎるのである。潔く法案を撤回し、漁業関係者の意見を集めて熟議を重ねるべきである。漁業権の改訂は二〇二三年が予定されているのであるから、欠陥の多い法律を今強引に作って現場に決定的な混乱を起こす愚はやめてもらいたい。

2、行政の公平性は保てるか？

今回の制度改訂がなされれば、県行政は漁場が「適切かつ有効に」利用されていたのか否かを判定したり、申請者が「地域の水産業の発展に資する」者であるかどうかについて判断することを迫られ、その判断の根拠を追及される立場に置かれることになる。

たとえば制度改訂によって企業の参入が容易になる結果として、多くの企業がクログロマゴ繁殖漁場を新たに申請した場合、水域の広さの制約からして一企業にしか免許できないといった事態が生じるであろうが、その際に落選した企業をして「決定は公平であった」と納得させる理由を提示できるだろうか？ 漁場を「適切かつ有効に」利用してきたかどうかは新規に養殖業に着業しようとする企業には適用しようがないのであるから、「地域の水産業の発展に資する」者か否かという抽象的な基準に依拠せざるを得なくなり、落選企業からは当選企業と行政の癒着が疑われることになるのではないだろうか。

こうした問題は漁場計画の決定プロセスを考慮するとさらに明確になる。漁業権の免許に先だって知事は海区漁場計画を策定し、一つ一つの区画漁場について、どの漁業権が・どの位置に・どの魚（貝、海藻）を育てるために・どれだけの面積と形状で存在するのかを決定して公示しなければならぬが、その際には個別漁業権か団体漁業権かの区別も同時に公表しなければならないとされているのであるから（第六二条）、それを個別漁業権と定めて発表すれば、組合員のために区画漁業権を拡張しようと思図している漁協は漁場計画の発表以前に希望を封じられていることになってしまう。

新規参入を希望する企業は、第六四条の規程にしたがって県職員に免許を受けたい漁場の位置・規模と実施する予定の養殖業の概要を説明し、県職員はそれにしたがって新たな区画漁場を設計するのであるが、それは当該企業の希望に合わせて漁業権の内容を決定することにほかならない。本来漁場計画が公表されてから、複数の者がその漁場の漁業権を申請し、その申請者の中から最適の者に免許が交付される方式であるべきであるのに、現実には公表以前の漁場計画策定途上で特定の企業に事実上免許を与える決定がなされ、その企業の構想通りに漁業権の内容が定められることになってしまうのである。

このことの問題性をより明瞭にするために従来から経営者免許である定置漁業権について考えてみよう。現行の方式であれば定置漁業権の場所・形状等を漁場計画の公開によって広く周知させ、その漁場なら大型定置網を操業したいという複数の経営者が免許を申請し、その中から法定の優先順位に従って免許者が決定されるのであるが、今後は特定の定置網を経営したい特定の者の要望にそって定置漁業権の位置・形状・対象魚種等を決定してそのまま漁場計画に書きこむのであるから、他の希望者は「その条件では申請できない」という状態になってしまうのではないか。

もっとも第六四条の書き方からすると水産庁は漁場計画で示される個々の個別漁業権については、複数の申請者が出ることは想定しておらず、漁場計画発表時には免許される者が決定されていて当然だと思っっているようであるが、それは行政の公平さを大いに疑わせるものではないか。そうした出来レースに従うことなく申請した者からすれば、どこに行政の公平性があるのかということになり、賄賂の授受やモリ・カケ型の不正常的事態が疑われるのではないか。「改革派」の人々は自分達の参入の正当性を主張するに急で、同じ漁場を申請する競合者が存在することは想定していないのかも知れないが、参入の自由は自分だけではなく他の者にも同様に開かれて

いなければならないはずである。

なお、法案は「漁場の位置及び区域」と「漁業の種類」が漁業権の切り替えの前後で同一の者が大半になると考えているようであるが（第七三条）、現実には既存の漁業権使用者からも漁業権の場所・形状等の部分的な変更の希望が多く提起され、現実の漁場計画策定作業はさらに錯綜したものになる可能性が強い。その場合には、官庁の常として、「漁場の変更希望は認めない」といった官僚的対応がとられ、融通の利かない制度になってしまふように思われる。

おわりに

今回水産庁が提示した改革構想は、「改革派」への追従が極端であり、地元漁業者・漁協はマイナスを被るだけの立場に立たされてしまったため、漁協としてはそれに協力することはとうていできないだろう。しかもその構想内容は、拙速に作り上げて辻褄のあわない部分を少なからず含んでおり、ドタバタ作業の跡が痛々しい。水産庁は本法案が漁場計画策定プロセスや沿岸漁場管理団体の例に見られるように、欠陥商品であることを率直に認めて原案を撤回し、制度改訂が本当に必要なのか否かから考え直すべきである。

水産研究成果報告

キンギョはコイヘルペスウイルスのキャリアになり得るか？

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所魚病診断・研修センター

湯浅 啓

1、はじめに

コイヘルペスウイルス (KHV) 病とは *Cyprinus carpio* 種であるマゴイとその変種であるニシキゴイやカガミゴイに感染する急性ウイルス血症であり、国際獣疫事務局 (OIE) リスト疾病であるとともに、国内法の定める「特定疾病」でもある。本疾病はマゴイやニシキゴイ *Cyprinus carpio* に対して極めて強い病原性を示し、養殖魚だけでなく天然河川や湖沼に生息するコイに対しても大量死の原因となる。*Cyprinus carpio* との交雑種も KHV に感受性を示すが、*Cyprinus carpio* より低い。一方、*Cyprinus carpio* 以外のコイ科魚類 (キンギョも含む) の感受性は無いとされてきた。しかしながら、海外の一部の研究者によりコイ以外の他魚種、特にキン

ギョがウイルスの感染源 (ウイルスキャリアー) になる危険性を主張したことから、OIE においても KHV の検疫対象魚にキンギョを含めることが議論された。これに対して農林水産省は不要な規制を避けるため、当研究所に対し、科学的根拠に基づく KHV の宿主域の提示を求めたことから、それに対応して本研究が実施された。

2、KHV 宿主域に関する海外の論文の問題点

OIE は水生動物の宿主域に関し、対象病原体が動物 (魚介類) の体内で増殖 (複製) できる場合、その動物を対象病原体に対する感受性動物、すなわち宿主と定義している。一方、海外の論文において、KHV のゲノム DNA の検出のみを根拠として感受性魚種を特定している例も多い。例えば、KHV 感染によりコイの大量死が

あった池に生息していたキンギョの鰓からウイルスDNAがPCR法により検出されたという報告においては、単に環境中のウイルスがキンギョの鰓に付着したものを検出したに過ぎないと言える。また、そのキンギョとコイを同居飼育した結果、コイがKHV感染により死亡したとの報告においては、単にキンギョの体表に付着していたウイルスが感染源になった可能性を否定できない。そこで本研究ではこれらの問題点を考慮した系により実験を試みた。

3、研究成果

1) mRNA特異的RT-PCR法の開発

mRNA検出のためのRT-PCR法の開発において、DNAの混在下でもmRNAのみを検出できる系を作出することが重要である。一般にRNAを精製した後Dnase処理を行い、DNAを除去する方法がとられるが、本処理により完全にDNAを除去することは困難である。そこで、本研究ではターミナーゼ遺伝子のイントロンを含む領域でプライマー設計を行い、mRNA特異プライマーの作製を試みた。すなわち、転写ならびにスプライシング後にエキソン1および2が結合した際の境界部をまたぐように上流プライマーを設計した(プライマーセットA)。この場合、mRNAは増幅されるが、

DNAはイントロンが含まれるため、3'側の塩基配列が一致せず増幅されない。一方、上流プライマーをエキソン1内に設計すると(プライマーセットB)、DNAとmRNAの両バンドが異なる分子量の位置に確認でき、mRNAの発現を検出できることになる(図1)。実際にウイルスゲノムDNAとmRNAを混在するテンプレート(テンプレート1および2)ならびにDNAのみを含むテンプレート(テンプレート3)を作製し、二種のプライマーセットを用いたRT-PCRを行うと、プライマーセットAを用いた場合にはmRNAを含むテンプレート1および2で増幅バンドが確認できるが、3では確認できなかった。また同プライマーで逆転写反応を省いたPCRを行うと増幅バンドは認められなくなり、本プライマーがmRNA特定のであることが確認できた。一方、プライマーセットBではテンプレート1および2においてmRNAとDNAの両バンドが異なる位置に確認できた(図2)。

2) RT-PCR法を用いたウイルス暴露キンギョからの複製遺伝子の検出

本試験では、前述のプライマーセットAを用いたRT-PCR法により、KHVに暴露したキンギョの鰓、鰾および腎臓から、暴露後経時的にKHV mRNAの検出

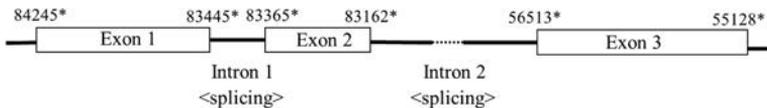
~~~~~ キンギョはコイヘルペスウイルスのキャリアーになり得るか？

表 1. KHVに暴露したキンギョおよびコイの暴露後14日までの3器官からのKHVmRNAの検出状況

| 魚種   | 器官 | 0日 | 1日 | 2日 | 7日 | 14日 |
|------|----|----|----|----|----|-----|
| キンギョ | 鰓  | -  | -  | -  | -  | -   |
|      | 鰭  | -  | -  | -  | -  | -   |
|      | 腎臓 | -  | -  | -  | -  | -   |
| コイ   | 鰓  | -  | -  | +  | +  | +   |
|      | 鰭  | -  | +  | +  | +  | +   |
|      | 腎臓 | -  | -  | +  | +  | +   |

図 1. 開発したプライマーセットの位置。プライマーセット A では、上流プライマーをエキソン 1 と 2 の境界部を跨ぐように設計し、mRNA のみの検出を試みた。プライマーセット B では、上流プライマーをエキソン 1 内に設計し、ゲノム DNA と mRNA の両バンドを分子量サイズにより区別することを試みた。

<Genomic DNA>



<mRNA>

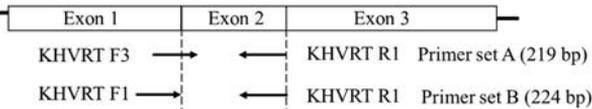


図 2. 開発したプライマーセット A および B による RT-PCR または PCR の電気泳動像。テンプレート 1 および 2 にはウイルスゲノム DNA と mRNA が混在し、1 では mRNA、2 では DNA の量が多い。テンプレート 3 にはゲノム DNA のみが存在する。プライマーセット A での mRNA の増幅産物の分子量は 219bp で、プライマーセット B での mRNA およびゲノム DNA の増幅産物分子量はそれぞれ 224 および 303bp である。

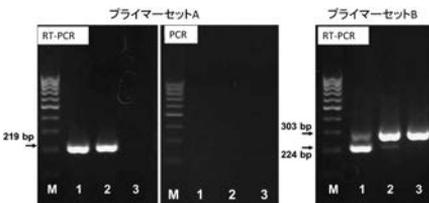
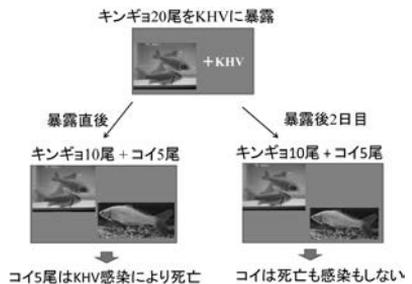


図 3. KHV に暴露したキンギョは健康コイにウイルスを伝播するか？



※裏表紙の写真も参照願います。

を試みた。対照としてコイからも同様にKHV mRNAの検出を試みた。供試尾数はキンギョでは採材日毎に一〇尾、コイでは三尾とした。

感染直後には何れの魚種の器官を材料としたRT-PCRにおいても増幅産物は得られず、体表に付着するウイルスゲノムDNAの検出を回避できていることが確認できた。一方、ウイルス暴露後一日のコイの鱗からはmRNAが検出され始め、二日後には全ての鰓、鱗および腎臓からmRNAが検出されるようになり、コイの全身でウイルスが複製していることが示唆された。しかし、キンギョでは試験期間中、何れの個体の何れの器官からもmRNAを検出できず、キンギョの体内でウイルスが複製している事実は認められなかった(表1)。

### 3) ウイルス暴露キンギョとコイとの同居試験(図3)

次にウイルスに暴露したキンギョがウイルスの感染源になる可能性について確認する実験を行った。前述の実験より、キンギョ体内でのウイルス複製が否定されたことから、キンギョのKHV感染源としての可能性は低いことが予想されたが、実際にウイルスに暴露したキンギョとコイを同居する方法で実験を行った。すなわち、キンギョ二〇尾をKHVに暴露し、暴露直後のキンギョ一〇尾とコイ五尾を同居する区と、暴露後にキンギョだけ

の状態で二日間飼育した後に、コイ五尾と同居する区の二区を設けた。その結果、暴露直後から同居した区では全てのコイがKHVに感染して死亡した。一方、暴露二日後のキンギョと同居したコイは死亡せず、KHVによる感染も受けなかった。以上の結果から、KHV汚染水域で飼育されていたキンギョを直接、コイと同居した場合にはKHVの感染源になり得るが、一端、コイのいない場所数日間飼育すれば感染源にはならないことが示唆され、ウイルスキャリアーにはならないことが分かった。また、本結果は体表に付着したウイルスが不活化された後にはキンギョから感染粒子が生産されることが無いことを示すもので、キンギョ体内でのウイルスの複製を否定するものでもあった。

### 4、おわりに

本研究はキンギョがKHVの感受性魚種(宿主)ではないことを証明するための研究であり、またキンギョの感受性を示す他の研究者の論文を否定する内容であったため、既存の論文の問題点を指摘しつつ研究を進める必要があり大変苦労した。今後、定年まで十年余り残されているが、本研究所はOIEのKHVリファレンスラボラトリーでもあることから、KHVの研究を続けて研究所に貢献していきたいと思っ

## 編集後記

筆者は以前、公務労協の担当者として全国各地で開催される春闘集会などに出席しました。集会の開催地は県庁所在地やそれに準ずる都市が多かったのですが、そこで目にしたのは、かつては賑わっていたであろう商店街がさびれ、シャッター街と化した姿でした。

シャッター街が目につきだしたのは、一八年前に大規模小売店舗法（大店法）が廃止され、新たな法律が施行されて以降のようです。大店法時代は「中小小売店の保護」のため、地域の事業者や有識者で組織する商業活動調整協議会の事前審査が必要でした。しかし、法制度が変わって以降この事前審査は廃止され、郊外への大型店の出店が加速して家電量販店やショッピングセンターが相次いで誕生しました。こうして客を奪われた商店街はシャッター街となったのです。大型店の進出によって地域に経済効果をもたらすとの期待もありました。しかし、外部資本の店が多数を占め、仕入先も地域外が多いため利潤は地域に留まらず外部に逃げてしまいました。また、雇用は生まれたものの、その多くがアルバイトやパート等の非正規雇用であるため、給与水準は低く、地域全体の所得にはそれほど影響を与えなかったようです。

さて、本号では、現在国会で審議中の漁業法改訂を中

心とする「水産政策改革」をテーマに特集を組みました。

この「水産政策改革」とは、漁業においての、種々の経営体がお互いの利害を調整し合って、安全な操業と資源維持を図ってきた従来の仕組みをなくし、企業経営体の沿岸漁業への参入を容易にして、その後は他の経営体との調整抜きに企業経営体が自由に操業できるようにしようとするものであるとのことです。また、現行漁業法第一条の「目的」にある「民主化」が改正法案では消されていますが、これは、外部の企業家に対して地元に住んで自ら働く漁業者が漁業権を行使できるようにするとの現行法の原則をなくすものであり、結果的に沿岸漁業者の利用できる漁場を狭めて、その衰退を加速させることになると指摘されています。豊かな浅海の生態系や漁村文化を守ってきた「柱」がなくなりそうです。漁場を失った漁民は、企業経営体の労働者それも非正規雇用で働くことになるのでしょうか。全国各地の商店街がシャッター街になった状況に重なります。

この漁業法改正案をはじめ、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法改正案、自治体がつ水道事業の運営権を売却、譲渡することを可能にする水道法改正案が審議中ですが、どれもこれも企業の利潤追求を容易にするのみで、国民と働く者でないがしろにするものです。

（花村）